

## 第2回 100条調査特別委員会

日 時	令和4年11月14日（月）				午後2時00分 開会
					午後7時16分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹		副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦				
欠席委員	—				
事務局職員	議会事務局長 九 島 隆 議会事務局次長 熊 野 正 章 議会事務局参事 高 橋 藤 憲 議会事務局次長補佐 宮 澤 泰 徳				

開会 午後2時00分

○委員長（丹尾廣樹君） 定刻になりましたので、ただいまから100条調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、第2回100条調査特別委員会に御出席をいただきありがとうございます。

10月25日の第1回100条委員会から、早いもので3週間近くが経過してしまいました。議会の日程の都合もありましたが、何分初めてのことであり、準備に手間取り、委員の皆様には御心配をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

さて、今回、次第の協議事項にあるとおり、我々委員会メンバーを守るために顧問弁護士の選任を皆様にお諮りすることといたしました。そのため、当初の調査経費30万円ではならず、90万円の追加経費が必要と試算されたところであります。

調査経費の総額変更には議会での議決が必要となるため、第3回の100条委員会の日程は、早くても12月議会の初日、11月29日以降となります。

もちろん12月議会に入れば、一般質問また代表質問の準備などで忙しくなると思いますが、計画した調査期間のこともあり、極力今後の日程や調査内容を詰めて実施していこうと思いますので、委員の皆様には当100条調査特別委員会に特段の御配慮、御協力をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

さて、本日は報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 異議なしとのことで、入室を許可することにいたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、入室は認められております。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 報道機関から事前に撮影および録音の申出があります。本日は証人喚問はなく、証人の意見を聞く必要がないことから、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日は撮影および録音ともに許可することといたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、弁護士の選任についてでございますが、鯖江市議会100条調査特別委員会を進めるに当たり、地方自治法だけでなく、民事訴訟法などの各種法令を遵守し、適正かつ円滑に進めることが責務であると考えております。

ついては、福井弁護士会会員の井花正伸弁護士を当委員会の法的助言者として選任させていただきたいと思っておりますので、事務局より選任理由などについての説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） それでは、資料N o. 1 を御覧いただきたいと思います。  
福井弁護士会会員の井花正伸弁護士でございますが、福井市大手2丁目に事務所を構えておられます。

井花弁護士を選任する理由についてでございますが、100条委員会の設置につきましては県内でもあまり例のない案件でありますので、当委員会に関する法的アドバイスを受ける弁護士の選任に当たりましては、実務経験や知識豊富な弁護士であることが望ましいことから、県内でここ10年において100条委員会の助言を経験された弁護士といたしましては、令和元年度に敦賀市議会の100条委員会におきまして助言された経験を持つ井花弁護士のみとなっております。

あわせまして、福井弁護士会に対し弁護士の推薦依頼をいたしましたが一事件に対する弁護士のあっせんや推薦につきましてはできないということでありました。

また、県外の弁護士につきましては、100条委員会での助言を経験された方が数多くいらっしゃると思いますが、急な相談としてお越しいただくには時間と費用もかさむことから、適当ではないというふうに考えられます。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

特にないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。

協議事項1、弁護士の選任について、鯖江市議会100条調査特別委員会の法的助言者として、福井弁護士会の会員の井花正伸弁護士を選任することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって、協議事項1、弁護士の選任については原案のとおり可決されました。

次に、協議事項2、調査経費の増額変更に係る決議案の提出についてでございます。

9月22日の令和4年9月定例会にて可決されました動議における調査経費につきましては、30万円以内となっております。

調査経費を精査しましたところ、今ほどの協議事項1において決議いたしました法的助言を求めるための弁護士費用をはじめ、10回にわたる議事録作成のための反訳に係る経費など、調査経費の増額が必要と考えられます。

事務局より調査経費の積算根拠について説明を求めます。

九島議会事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） それでは、資料N o. 2 を御覧ください。

鯖江市議会100条調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議案でございます。

まず、この決議案につきまして本委員会で審議していただき、12月定例会の初日に本会議におきまして議決する必要がございます。

調査経費の金額といたしましては、さきに議決されております調査経費額の30万円以内から、90万円を追加し120万円以内とするものでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、まず弁護士経費でございますが、日本弁護士会の標準単価としまして、タイムチャージ方式、1時間当たり2万2,000円で計算し74万8,000円、また福井市からの旅費としまして、1回当たり2,000円の8回で1万6,000円で積算しております。

次に、証人・参考人経費でございますが、100条調査特別委員会が選挙人その他の関係人に証人や参考人として出頭を求めた場合、地方自治法第207条におきまして、議会は条例に定めるところにより実費弁償を支給しなければならないことが規定されております。これを受けまして、証人の交通費として3万円、証人の日当として4万5,000円、証人の宿泊費としまして2万円を積算いたしております。また、鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例第3条第5項および第6項ならびに同条例第12条に基づき積算することで御了承いただきたいと思います。

次に、その他の委託料といたしまして、議事録作成のための音声データ反訳料でございまして、迅速かつ正確な議事録を作成するためにも、本会議の議事録作成時と同額の単価で積算し、計上しております。

最後に、消耗品といたしまして1万3,000円余を計上し、調査経費の総額120万円として積算いたしました。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 調査経費の積算についてと増額変更に係る決議案の提出については、今説明をお伺いしてよく分かったというか、内容については理解できたところでありましてけれども、賛否に入る前に1件意見として申し上げておきたいのは、動議提出者が本会議に提出された折には、30万円という予算を動議提案と共に示されたわけでありまして。それを基に議決された結果、賛成多数で100条調査委員会が設置されて、予算は30万円以内というふうに認められているわけでありましてけれども、そのときに私も当日、本会議の場でお伺いいたしましたが、積算根拠をお伺いした際に、動議提出者については、昭和51年の9月議会で土地開発公社の問題に関することを根拠とされたことであります。いずれにいたしましても40年以上前のことでありますので、予算というのは重要なことでもありますので、少しその根拠について懸念の意を表したわけでありましてけれども、今回もこうした示された調査経費の増額については、個人的には妥当なものではないかと考えますけれども、動議提出者の30万円という予算根拠に関しては、少し精査が不十分であったりとか、動議提出される前の根拠が少し薄弱であったなという印象を持ちながら今回のこのことを聞いたということは、意見として申し上げたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。

協議事項2、調査経費の増額変更に係る決議案の提出について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。よって、協議事項2、調査経費の増額変更に係る決議案の提出については原案のとおり可決されました。

次に、協議事項3、オブザーバー(正副議長)の設置についてでございますが、正副議長につきましては、立会人として本委員会のオブザーバーに就任いただきたいと考えております。

このことにつきまして、質疑はありませんか。

江端委員。

○2番(江端一高君) 1点確認をさせていただきたいんですが、オブザーバーという立場での正副議長の出席、御参加ですけれども、この場合はやはり発言はできないということでの参加ということでしょうか。

○委員長(丹尾廣樹君) そのとおりであります。

○2番(江端一高君) ありがとうございます。

○委員長(丹尾廣樹君) ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。

正副議長を本委員会のオブザーバーとして設置することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。よって、正副議長を本委員会のオブザーバーとして設置することは原案のとおり可決されました。

次に、協議事項4、次回委員会での証人喚問についてでございます。

まず、証人喚問を行うべき対象者の1人目についてでございますが、事前に各委員から証人喚問を行うべき対象者につきまして御意見をいただいているところであります。

各委員からの御意見を集約いたしますと、複数人のお名前が挙がっているところではあります。多数の委員から御意見がありましたように、全ての委員が共通認識の下で2つの調査事項の詳細を明確にする必要があると考えられるため、まずは動議提出者であります水津達夫議員を証人喚問したいと思いますが、質疑はありませんか。

木村委員。

○14番(木村愛子君) 前回の委員会で、どういう方に出頭を求めて、どういう証言を得たいから求めるかというふうな、委員長に提出いたしましたけど、今、多数というふうな委員長の進行ですけれど、委員一人一人はどんなふうに皆さんがお出しになったのかなというのは、どういう方に証人として出頭を求めたいというのは。

自分はお出しした資料を覚えていまして分かりますけど、委員みんながそれを理解しなくてもよろしいのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君）（マイク不通）……で今この話をさせてもらっていますので、事務局のほうで集約結果の資料がございましたら提出をお願いしたいと思います。委員の分だけ提出をお願いしたいと思います。

事務局次長。

○議会事務局次長（熊野正章君）休憩をお願いします。

○委員長（丹尾廣樹君）休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時26分

○委員長（丹尾廣樹君）再開します。

菅原委員。

○20番（菅原義信君）今の林下委員の意見というのは、ちょっと違うと思ってんやつの。えらい割り引いて理解をしているというか、そういう部分が随分大きいと思うんやつて。

つまりどういうことかという、今、証人としてぜひ呼んでほしいという人については、名前をこの間、皆さん方、書面でもって提出されたと思うんやつての。だから、それについてはここでもって、なぜ呼んでほしいかということについては、ここで趣旨説明があるはずなんや。その人を呼んでほしいという。それでもって初めて認識できるという部分は、それは当然あるわな。

それと、水津議員を呼ぶという話ですけれども、しかし、動議として本会議でもってもう議決された内容なんやつての。だから、議決された内容についてはここに委託をされているわけや。委任をされているわけや。だから、その動議の趣旨の中にその人の名前が載っていなかったか載っていたかということは、あまり大した問題ではないと思うんや。それは2人か3人か、議員の名前は確かに出ていたかもしれんけど、これは議員として、直接的な議会の中にある人間が当然そういうことをしたということでもって名前が出ているだけであって、全体のここで100条委員会として解明しなきゃいけない問題というのは、それは1番のところでもって説明されているとおりでと。

だから、それをここでもってもう一遍蒸し返して趣旨説明してくれなんていうのは、それは100条委員会を設置した意味ってなくなってしまうやないか。そんなことすると。それを説明してもらってどうするんや。そういうことやつて。

○委員長（丹尾廣樹君）林下委員。

○1番（林下豊彦君）今ほど菅原委員がおっしゃっておりますが、100条委員会というこの中で情報の量の格差、もともと衛生組合でいろんな経験をして、いろんな人の話を聞いた人と、私は何の委員でもありませんでしたし、100条委員会の委員でもありませんでした。私に与えられた書類は、その調査項目2項目3行だけです。

この中で、やはり100条委員会というものをやるに当たって、何が、どんな事実があったのかを、みんなで今のこの中で共有するということが大切だと思います。そのためには、やはり議案を提出された水津議員を参考人として招致して、なぜ、何が問題がある

のかということ、やはり明らかにもう一度、100条委員会というこの大切な委員会の場に、設置しました、勝手にやっってくださいというわけではないと思いますので、水津議員の思いというものも含めて、確実にここで情報を共有するという作業が、まず第一に必要なことだと私は思っております。

ですから、僕の提出した名前には、本当に水津議員を私は書かせていただきましたけれども、ほかの人の名前が出てくること自体が私には全く理解できません。委員会としてやっていることです。委員会としてやっていることなので、ほかの人の名前がなぜ出るんだと。その情報を共有されていないのに、この委員会を進めること自体が乱暴過ぎます。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） だから、情報を共有するために100条委員会というのはあるんやと思うんや。だから、こういう100条委員会を開いているわけや。

だから、どういう人を証人として呼ぶのか。だから、それは当然呼ぶべきだという趣旨説明がこれからはされるはずや。それでいいんじゃないか。我々だって同じだよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） ですから、100条委員会というものを議会としてつくっているんです。水津議員の提案によって。ですから、水津議員がなぜ、何の問題があつてこの100条委員会を設置しろと言ったのかを、確実にここで皆さんと共有することから始めないと、さっきも言いましたが、2項目3行の調査項目の中に、名前は2人しかいないんです。提出者した水津さんと、私が知り得る人はその3人だけです。

じゃ、1項目めは一体誰を証人喚問するんだって言ったら、私は言えませんって、じゃ、そのたくさんいるというものを全員で共有しないと、委員会で、衛生組合で聞いたもの、見たものも、僕たちもそのレベルに持って行ってください。そうしないと、この委員会は始められないし進められないと私は思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） だから、名前が2人しか出ていないということでもって、そのほかのことについては今まで全く認識はされていなかったんだという、そういう議論の立て方というのは、この100条委員会としてはふさわしくないって、それは。

それと水津議員は、それは十分だったか不十分だったかは別にして、本会議でもって趣旨説明はされているわけや。もうしてんてるわけや。それに基づいてこの100条委員会というのはもう設置しているわけや。それをもう一遍やり直せというのは、一体どうということなのかということや。趣旨説明が悪かったから、だからこの場でもって100条委員会の設置はもう撤回しろと、こういうことにもなるということなんか。

そうでなくたって、何ていうかな、議員として本会議でもって議決された内容について、設置された委員会にもう一遍やれなんていうのは、ちょっとどうかしてるで。

○1番（林下豊彦君） どうかしてませんよ。

○20番（菅原義信君） いや、どうかしてるって、それは。

それは、例えば普通の一般の議案やったら、例えば予算は通したと。本会議でもってやな。そやけど中身は分からんさかいに、もう一遍委員会を開き直して議論しろと言うのと変わらんで。あなたの言っているのは。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。質疑として言っているんですか。討論として言っているんですか。最後のお話にしてください。まとめてください。

○1番（林下豊彦君） 議場で確かに水津議員はおっしゃって、幾らか、幾つかおっしゃっていましたが、聞いたことに対して答えているような答弁ではなかったと私は認識しておりますので、そこに対してもう一度確実に聞きたいなという思いで話しております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） それは、林下委員が認識していなかったからといって、一旦議決された内容について、私はやっぱり分からなかったのもう一遍委員会を開き直して説明してくれと言っているのと同じだぜ。

○14番（木村愛子君） そうやね。委員会を止めろと言っているのと同じやね。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今から誰を証人に呼ぶかということはこの当該の委員会の中で議論していくということですので、その過程として、菅原委員、林下委員がおっしゃっていることは理解できますが、1点だけ、僕も今の皆様の御協議の内容を聞いて思ったのは、動議提出者の議員をこの100条委員会に呼ぶことは、決しておかしいことでも100条委員会を理解していないことでもなくて、前回の第1回目のときに申し上げましたけれども、関係人として発言議員に来ていただくことは可能であるということが既に前例として開かれているので、この件について委員長に御確認したところ、委員長判断として呼ぶことはできるということであります。

ですので、当該の動議提出者議員を証人喚問すべき方で呼ぶべき人でないかということで、委員会の中で名前を挙げるのがルールにのっとっていないことではないというふうに理解しておりますし、その結果として皆様でいろいろ議論をしたり協議をした中で、どういうふうな結論に至るかということは、またその後のことだと思いますので、動議提出者の名前をここで挙げることで、そもそも議会として、100条設置の委員会のルールとして違うんだということに関しては、それこそ違うというふうに私自身は理解しております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） つまり、証人喚問というのは、やっぱりこの間、動議として出されましたああいう趣旨の、その範囲の中での調査権限だと。100条委員会というのはね。

だから、水津さんはその調査をすべきだということでもって動議を出されたわけなんやっつての。だから、そう言ったら本当は証人ではないわけなんや、彼は。いわゆる今問われている中身の証人ではないわけなんや。だから、それと同じレベルでもって今ここで証人として呼ぶべきだと言うのは、ちょっと違うと思うんやっつて。そう思いませんか。



○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） これは鯖江市議会でも四十数年ぶりに行われる100条調査委員会です。私自身もルールを熟知しているものとは到底言い難いところは申し上げながらでありますけれども、自分自身で100条委員会のルールであったり、これまで事務局から示された資料であったり、もしくは他自治体で行われた100条調査等々の事例なども自分なりに調べた中では、動議提出者を証人と呼ぶことに別に何らおかしいことはないというふうに自分自身は理解しておりますので、その点は菅原委員と見解を相違しているんだというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、証人として呼ぶべき方ではないのかというふうに意見も併せて表明をしておきます。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） ただ、さっき林下委員が言った、いわゆる動議の中身について、趣旨そのものについて理解が及ばんところがあると、こういう話をされたけど、そういう趣旨で呼ぶべきものではないと思うんやっ。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 調査事項の（1）新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項という中に、いわゆる公取委員会に出された文書がありますけれども、これに基づいた人物は100条委員会に来ていただくというのは可能だというふうに判断します。私はそのように思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 私、今何の議論をしているか、ちょっとずれてしまったのではないかなと思うんですが、公開をするかしないかという話だったかなと思うんです。誰を今呼ぶか、具体的なお人ではなくて、それぞれ委員さんが出された方たちをどのような形で情報共有するかということからスタートしたかなと思うんですが、それに関して委員長はどのようにお考えですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今の議論は、皆さんのお考え、いろいろ述べていただきましたけれども、今は証人喚問をどなたにするかということで、一番最初に水津議員を証人喚問したいという意見が何人かございましたので、その方についてどうなんだということで質疑応答を願っているわけです。

それについて、これはぜひとも必要だと、こういう意味で必要だと、こういう意味ではもう必要ないというような形で、決議を採っていきたいなと、こんなふうに思うから、今こういう話題、それぞれ出していただいているというような整理をさせていただいています。

江端委員。

○2番（江端一高君） そうしますと、各委員さんが出されたそれぞれの呼ぶべき、呼んだほうがいいとお考えの方それぞれに対して、全てこのような形で質疑を行って、呼ぶ、呼ばないを決めていくというやり方を取られるということですね。

○委員長（丹尾廣樹君） はい、そのとおり。

江端委員。

○2番（江端一高君） そうしましたら、私もやはり動議提案者である水津達夫議員をお呼びしたいというふうに考えております。

これは、本会議場でも私、何度も質問させていただいたんですけれども、やはりこの調査項目（1）に関しての疑義が明確ではありません。あまりにも範囲が広過ぎると感じております。よりの絞った調査を行っていくためにも、やはり提案者である水津達夫議員にお越しいただいて質問等をさせていただくのが自然であるというふうに考えますし、必要であります。

調査項目の2に関しましては、ある程度実名が出ておりますので、その方たちをお呼びすればより具体的なことが分かっていくとは思いますが、今様々な委員さんがおっしゃっていますけれども、やはり動議提案者である水津達夫議員にお越しいただいて、この疑義に関して一体何なのか、何が根拠でどう疑いを持たれたのか、一体どの点を調査すべきなのか、何が駄目なのか、その辺をはっきりさせて、そして進んでいくべきだというふうに考えます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人および参考人出頭要求（案）集約結果ということが委員の皆さんのところに行ったかと思えます。

この中で、第1回、簡単に言いますと第3回目になりますけれども、第1回目の調査といますか喚問予定の方という部分を皆さんから出していただくというような考えでおります。そして、その第1回目に当たる候補ということで、皆さんから集約したのがこの文書でございます。

そういったところで、内容も書かれているとは思いますが、この方、6人出ております。一人一人順を追って、3回目の喚問に来ていただくかどうか、こういったことを問いただしていったらどうかなと思っております。

○1番（林下豊彦君） 手元の資料に何人かのお名前が書いてあります。私にはちょっとよく分からない立場の人たちばかりですけれども。僕は今ここでこの方々の名前はやはり出すべきではないと思っているのは、先ほどの、この100条委員会が民事訴訟法にのっとった非常に重い委員会であるということも考えますと、弁護士を設置するという話がもう皆さんの意見として総意で決まっておりますので、やはりその弁護士を設置した後、どういう状況か、本当にこういうことをしていいか、名前を出していいか、この段階で出していいか、こういう問いかけをしていいかということも含めて確認をいただかないと、今ここで名前を出すというのは、ちょっといささか早いんじゃないかなという思いで私はおります。

○委員長（丹尾廣樹君） 名前をそういったことで伏せるということも必要かなとは思いますが。そのために、いわゆるまだ世に出ていないというんか、こういったところに出ていない部分につきましては、名前を例えば何ページのこの方というような形で……（マ

イク不通) ……していきたいなど、こんなふうに思うところでございます。

やり方はいろいろあると思うんですけども、自分のほうから挙げてもらっていいよと言う人もおられますけども、こういった部分、十分必要があると思いますので、先ほど言いました議員名、それから職員ですね。市職員とかそういった公務に携わる方につきましては、そのままのお名前を出させていただきます。

江端委員。

○2番(江端一高君) 委員長から今そのような形でいわゆる採決をしていって、それぞれ可否を決めていくというふうに私は受け止めましたけれども、改めて私、申し上げたいと思うんですが、今、弁護士を選任が決まりました。これはまた議決しておりますので、今後この委員会に弁護士さんがついていただけたということが決まったかと思うんですが、これなくして社会的地位をおとしめる可能性がある名前、またはそれに関係するような、例えば伏せたとしても、推測されるような形で、今この場で行うべきではないと。名誉毀損等で訴えられる可能性がゼロではなくなってしまいますので、弁護士さんがついた後、行うべきではないかというふうに心配いたします。

改めて、実名またはそれが類推されるような内容での検討というのはやめるべきかと思えます。

以上です。

○委員長(丹尾廣樹君) その御意見もございますけれども、皆さんの手元に、動議からその間の本会議、それから議会運営委員会とか、そういった部分が御手元に行っていないでしょうか。参考資料として。

この中にも、今のお考えというようなことに沿ってみますと、いわゆる名前を公的職にある人間につきましては、オープンはいささかも不都合ではないというような考え方がその裏には見えておりますけれども、一般人につきましては、そのところが非常に我々としても、法的な知識の少ない人間にとって、出していいのか悪いのか分からなくてやるということについては、いささかの不安があるというようなお考えだろうと思っておりますけれども、当初の疑問点といいますか、いわゆる委員のほうからも何回となく出てきています。こういった部分について、まず動議者からというような御意見はおありだろうと思っておりますけれども、この部分というのは動議者も、例えばこの委員会の委員も、同じ立場の議員であります。そういった議員が一般質問とかそういった面において、いわゆる地域社会のいろんなあらゆることについて、よかれと思っていろんな質問を出したり、また執行者が非常によかれと思ってそれぞれの考えを述べたり、また予算づけをしたり、いろんなことをやっている。これが政治でございますけども、こういった中で双方の主張がかけ離れるという場合があるんですね。というのは、お互いにもうお話の内容が、自分で枠を決めてしまって、もうそれ以上から出られないというようながんじがらめの規制があると思うんですね。そういった中で、お互いの議論が非常に……。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 今、江端委員がおっしゃったように、ここで名前が取り沙汰されるということが、個人にとって不利益を被る、あるいは名誉を傷つける、こういう問題というのは起こる可能性というのではないではないわね。しかし、そうした損害と、やっぱり我々議会、議員とすると公益をどう守るのか。公益が優先されて本当は当然だと思うけども、そこでの比較考量なんやって。

国会だってそうやな。国会なんかでああいう証人喚問をなされて、それでもって調査なんかをされる場合がある。それは個人にとっては随分みっともない場面が露呈されてしまうという、そういうことがあるかもしれない。しかし、国民全体の利益を守るという、その上からどうなのかという、そこでもって比較をしていく。その上での判断だという具合に私は思うけどね。

○1番（林下豊彦君） 別に僕は、多分、江端委員もそうだと思うんですけど、進めようとしなやか遅らせようとか、そういう気持ちは全くないですよ。私たちは本当に、逆に訴えられるような、国会議員はそういう心配は要りませんが、この100条委員会というのはそういうような危険をはらんでいるので、せっかくアドバイザーというか、そういう形で弁護士を今お金をかけて置くんですから、その弁護士さんと共に、できること、できないこと、私たちは法曹界の人間ではありませんので、一議員としてやっぱり間違っただけを口から発してしまうこともありますので、そういうようなことのないように、弁護士さんを通じて相談しながら進めるべきだと私は思いますので。

今、私、多分、江端委員もそうだと思うんですけど、先延ばしにしようとかそんなことではないですよ、本当に。ですから、ちゃんと順番に、大事な委員会なので正しい運営をしていきたいなと。正しいと言うと語弊がありますが、安全にやっていきたいなと。安全にもちょっとおかしいかな。踏み外さないようにやっていきたいという思いで発言をしておりますので、御理解ください。

○委員長（丹尾廣樹君） 質疑応答を終わりたいと思いますけれども、取りあえず動議提出者であります水津達夫議員を証人喚問するということの賛否を聞きたいと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） ごめんなさい。ちょっと審議の進め方が、僕、理解できなくて、まだ自分自身、今採決に入られようとしていると思うので、その前に動議提出者の方を呼ぶべきだということについての理由であったり意見を表明したいと思いますが、構いませんか。もう今採決に入られるのかなと思ったもんですから。違いますか。

○委員長（丹尾廣樹君） さっきの皆さんとかなり違う論点からのお話というんか質疑であるということで自信があるんなら、述べてください。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 自信はありませんけれども。論点であったりいろんなことについても、それぞれの切り口であったりお考えがあると思いますので、委員長が今おっしゃるような趣旨に沿うか分かりませんが、委員の一人としてここにいる間は、自分の意見を開陳する義務もありますし責任もあると思っておりますので、お許しをいただいて発

言させてもらいたいと思いますが、委員長、よろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい。

○8番（帰山明朗君） それでは、私自身も委員長から証人の誰を呼んだらいいのかというところの中で、水津達夫議員を動議提出者として挙げさせていただきました。その理由について少し述べさせていただきたいと思います。

まず、9月15日に100条調査というのはどういうものを法的に議会組織として確認するために、正副議長は事務局長を同行して東京に行かれております。その中で、議員の皆さんに配られた資料の中に、その中の意見の一つとして書かれていることではありませんけれども、動議の提出者は明確な調査範囲を示しておく必要があるということが示されております。そしてまた、これは3月までに当調査委員会が明確な結論を導き出すためには、やはり正確に、また効率的に行う必要があると思っています。そのためには、やはり調査事案に対して明確化しておくことが、結果的には当委員会の調査がスムーズに、かつ正確に、かつ効率的に進むということだと思っています。

また、委員長のほうから第1回目の挨拶のときに、当100条調査委員会は独断と偏見を排除して、予断を持たず調査するべき委員会だということを申されたのに、私はまさに同感であります。偏見を排除し予断を持たずというのは、やはりこれまでにいろいろな形で、例えば議員が一般質問の場で議論したり、討論であったり質疑であったりいろいろ行われてきましたけども、それには議員としてももちろん調査された上でいろいろ発言されるものだというふうには思いますけれども、やはり議員一人としての私見であったりとか、もしくは思いを含められた部分もあるかと思っていますので、当委員会の中ではその部分についても、やはり白紙の中で明らかにして議論を積み上げていくべきだというふうに考えております。

そうした考え方の中で意見を申し上げたいと思いますが、調査事項を明確にしたいということの中で、本会議の中で動議提出者に対しまして、やはり調査しようと思った根拠について、提出者に他議員が質問をされています。

この議事録は今委員長が私どもの手元に示していただきましたのであれなんですけども、例えば引用します。これは動議提出者の言葉です。

「根拠となったのは、嫌疑という言葉が出てまいっております。この嫌疑とは、疑わしいこと、特に犯罪の事実があるのではないかという疑い。疑義とは、内容がはっきりしないこと、疑問に思われること、事柄。意味、内容がはっきりしないことを疑義というふうに調べております。その観点から私は出させていただきました。」という答弁がありました。これについてはやはり調査事案の明確な範囲であったり根拠については、なかなか私自身も理解できなかったところです。

その後改めて当該議員がその理由、根拠についてということをして2回目の質問で問われています。皆様のところでは4ページですかね。違うかな。そうですね。そのところでの答弁が、「私のところにそういうお話が来ているのもしかりでございます。それも併せて、そういうふうな形で私は話題にさせていただきました。」これを読みまし

たので、こういうことを本会議の場で聞きましたので、どういのお話が誰から来ていたからこの根拠を持たれたのか。疑義を持たれたのか。そうしたことについて、まず動議提出者にお尋ねしてみたいということ、本会議での動議提出者の発言から考えておりますし、もう一度、3回目に同じような質問をされたときに、「自分からそういうふうに捉えました」という発言をされていますので、そう自分から捉えるに至った理由について、資料があるんでしたらその資料を示していただきたい。もしくは誰かから聞いたんであれば、その誰かという方にもお伺いして…それをお示しいただいて、その誰かから、また私どもが証人に来ていただくなりして聞いていきたい。そういう形で調査を広げていくのがやはり効率的であり、正確でありというふうに考えております。

あともう一点は、テープを聞かせていただきましたのがその理由だということも6ページに書いてありますけれども、本会議の中で動議提出者の議員が発言されています。そうしますと、そのテープが一体どういった内容で、いつ、どこで、誰が録音したもので、どういうものかというのも動議提出者に確認をしたいと思っておりますし、そのテープの中のどの部分がそういう根拠となったのかということも、まずお伺いすることからスタートするのが今後の調査のスタートとして妥当ではないかという考え方の中から、水津議員を提出させていただきました。

そのほかの方については、水津議員から、例えば誰というお名前、もしくはどの資料というお名前、どの記録というお名前が出てくるんであれば、そこからまたその方呼んでいくのが順序ではないのかなど。調査を効率的に正しく進めるためにというふうに思ひまして、動議提出者である水津議員を証人としてお願いするのがいいのではないかという意見であります。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。

帰山委員に申し述べたいと思います。ここは裁判所でもありませんし、法廷の場でもありません。我々は司法の場でこういった部分を行っているわけではありませんので、これは明白に違法行為というのが認められた場合、これはやはり我々ではできないところなんですね。裁判権というものがございますので。我々はそうではなくて、いわゆる行政として改めなければならぬ点については、やはり公共の利益のためにそういった部分をチェックしていくというような立場にありますから、これが100条委員会の置かれている位置なんですね。だから、嫌疑というよりも、先ほど出た疑義という、これはごく自然な、やっぱり議員としての当然の発露だと私は思っております。

こういったことがあるからこそ、いろんな意見、執行部との質問事項をすり合わせたり、そういう議会があるのだらうと私は思っておりますし、そこまで調べていくというのであれば3年にかかるんじゃないかなど、こんなふうに僕は思っております。

僕は法律の学校を出たわけでも何でもありませんし、議員であります。私は委員長という席におりますけれども、この中でちょっとそこまで言っただけでは何かなというような、また違う疑問が湧いてきますので、そういったことではなくて、次々と進めていきたい

など、こんなふうに思いますので、できたら喚問できる方をお呼びしていろいろお聞きしたり、そういった中で本当に本質が分かってくればいいかなと、こんなふうに思っておりますので、そういった形でやっていきたいなと思います。

随分いろんな質疑も出ましたけれども、全てにお答えできるわけでもないと思うんですね。この委員の中では、お互いにね。そういうようなことで、今は動議の提出者である水津達夫議員についての証人喚問の賛否を採っていききたいなと、こんなふうに思うわけでございます。これは委員さんの御意見ですから、それぞれの御意見で賛否を表していただければなど、こんなふうに思います。

先ほども言いましたように、証人、参考人の出頭要求につきましては、いろんな委員さんがいろんなことを考えながら、こういったことで出してくておりますので、ここに何票1人が入っているかという部分もありますけれども、6人ですから、賛否を採って決めていききたいなと、こんなふうに思うところでございます。

また、その証言を求める内容についてもそれぞれのことが書かれておりますので、それを今ここでどうこうするわけじゃなくて、単純に証人および参考人の出頭者を決めていくということにいたしたいなと、こんなふうに思っております。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 1点訂正というか、委員長の御発言についてちょっと違うと思うのが、1点は、100条調査の目的については、私も資料を頂いて、4ページのところにピンクのマーカ―を引いて書いてありますけれども、100条調査の目的は、地方公共団体の事務に関わる範囲で起こった不祥事に対して、その原因であったり、当該組織の人事管理等も含めて問題がなかったのか、もしくは不祥事等が起こった背景はどのようなのか、そしてまた事務の執行が適正に行われていたか、そして、今後どのようにすればこのような不祥事件が起こらないような体制を築くことができるのか、そうしたことを再発防止も含めまして行っていくのが100条調査の委員会だというふうに私自身は思っており、先ほどの証人についても意見も申し上げました。

そしてもう一点、証人は別に何かを起こした人を呼ぶのではなくて、その調査を進めるに当たって証人として来ていただくだけですので、その呼ぶという方をおとしめるつもりも全くありませんし、そんな意図は全くないことは発言の中でも言ったつもりでありますけれども、その点については委員長がもし誤解なさっているのであれば、大事なところでもありますので、私自身の意見を改めて伝えたい。

そしてもう一点は、意見を求められましたのでそのことについて申し上げたら、そのとおりにやったら3年もかかると。3年もかかる根拠もよく分かりませんし、3年もかかりそうなことを言うたら駄目だということであれば、委員会自身が成り立たなくなってしまうので、その点については違うんじゃないかなという意見だけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員と議論するつもりは毛頭ありませんけれども、帰山委

員が証人の立場、どういう立場で呼ぶかという部分については、全くそのとおり、同じ考えでございます。

それから、3年もかかるわというような言い方については、失礼でございました。確かに人をばかにしたような言葉になってしまいましたけども、そうじゃなくて、結局それを検証して実質的なことが分かるにはやっぱり時間はかかるでしょうということで、今予定しています数か月以内である程度の姿が見えるようにするためには、そんな時間はないですよというようなことを申し上げたくてそういう例えを使ったので、非常に申し訳ありませんでした。

それでは、ちょっと引き続き進めさせていただきたいと思います。

それでは、水津達夫議員を……

○14番（木村愛子君） ちょっとごめん。先ほど、これは秘録で、今は委員の手持ち資料で、とにかく後でまた回収するというぐらいの位置づけの資料なのかなと思います。

先ほどどなたかが何ページの誰と名前を、固有名詞を、議員だけが持っている資料で分かるようにしていこうかというような提案があったかなと思うんですが、そういう進め方はいかが。自信を持って進めればいいんですけれども、委員長さんのお考えどおりでいいんですけれども、それも先ほどあったなと思いましたので。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまの意見ももつともだだと思いますので、できる限り取り上げさせていただきたいと思います。

それでは、ちょっと進めさせていただきます。

水津達夫議員を証人喚問することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 3 名 ）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手3人であります。

採決の結果、賛成、そして手を挙げていない方は反対ということで、3対3ということになりました。つきましては、鯖江市議会委員会条例第17条におきまして、賛否同数のときは委員長の決するところによるとございますので、私の意見を述べさせていただきます。

私の意見は、議論するところはし尽くしたということで、反対でございます。以上が私の意見でありまして、不採択を選択いたします。

つきましては、本委員会としては否決と決しました。

それでは、順を追ってやっていきたいと思います。

2ページの下の方について……。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 委員会条例に基づきまして、賛否同数のときは委員長の決するところによるということで、今、水津達夫議員、動議提出者の議員を呼ぶことには委員長は明確に反対だということ、この件に関しては否決されたわけであります。

しかしながら、私ども3対3という委員会の中の状況は極めて重いものであると考えますので、委員長に、もし求められるのであれば、委員長がこのことに反対された理由



について明確に述べていただきたいというふうに要求をいたします。

○委員長（丹尾廣樹君） 反対の理由でございますけれども、これにつきましては、水津議員が中身というかね、討論とか質疑の中で、水津議員が本会議の中でいろいろ述べております。そういった中で、結局根拠は何かというような、この中の委員さんからこういう発言があったわけですが、この根拠は何かということにつきましては、一般質問の後、この動議が出されたわけでございます。9月9日です。この9月9日の後、動議が出されたわけですが、これは理由だと思います。一般質問での理事者側の答弁は到底納得できるものではありませんと。理事者側の一方的な釈明だけですと。当事者から一切の聞き取りは行われず——当事者というのは、これはそれに関わった方ということですね。それは公務員の方もおられますし、外の、この場合やったら建設関係の方もおられます。こういった当事者からの一切の聞き取りは行われず、双方の言い分がかけ離れているのはおかしいと私は思います。こういうようなのがありました、ありませんという、こういうような議論ですね。疑惑についての真相を解明する必要があるので、この100条委員会でこの究明をお願いしますということでございます。

こういったことで、提出を再三にわたってこの言は述べております。そして、この委員会、最初の調査事項もはっきりと具体的になっておりましたし、その部分について、そうしたら100条委員会の調査ミッションとしてこういったことをやれるというようなことで、その関係の方たちを証人喚問にしたいというようなことで、理にかなっているなということでございます。

本人は同じ質疑の中でこういったことしか述べなかったわけですから、もうここで喚問して何か出てくるかということでもありますけれども、何も出てきません。私はそういうふうに考えます。

以上です。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 本会議の場でこの動議を提出されたときに水津議員がおっしゃっておられることについて、今の委員長がおっしゃっていることは、委員長がなぜそんな中で、根拠となったことであったり動議の範囲であったり、明確にそれが理解できたのかが実は私にはよく分かりません。

一般質問の中での答弁の中がということとは確かに本会議の場でおっしゃっておられましたけれども、それも実はお伺いしたかったことの一つで、一般質問の誰の一般質問、あのときも複数名の議員が一般質問されているわけですので、その中の一体どの部分とどの答弁に対しておかしいと思われたのか、そこについても明確ではありませんでしたし、私のところに本会議の場でそういうお話が来ているというの、一体どういうお話が来ているから水津議員はそういうふうに思われたのかということ、普通の思いですと、どんなお話が来ていたんだろうということをお尋ねしたいというのが普通の考え方だということに思うので質問したかったし、それをもし委員長が明確に知っておられるのであれば、逆に教えていただきたいぐらいです。

○委員長（丹尾廣樹君） ここに提示させていただきます。調査項目の具体性がないというようなことだったと思います。これにつきましては私も疑義に思ったわけですが、明確に議会運営委員会において述べられておりました。それは動議を提出したときにそういったものがあつたわけでございます。

これは1の項目と2の項目に分かれておりますけども、1の項目につきましては、佐々木市長と玉邑議員による業者への入札参加要請事案でございます。それと、佐々木市長による下請要請事案、この2つでございます。これが今回の調査の1の項目ということの具体的な内容でございます。

そして、2の項目につきましては、玉邑議員と福原議員および組合職員による他市町議員への工作事案という形で、この2番目の事件がございます。

以上でございます。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） すみません、議事進行を止めているのかもしれませんが、これはあれなんですけど、100条調査委員会というのは明らかにルールにのっとって示される委員会ですので、その進め方の中で委員長が今根拠とされている議会運営委員会の中の発言も含めてお伺いしたいんですが、議会運営委員会には全議員が出ているわけでもありませんし、議会運営委員会の中で議決することは、その動議の議案を本会議に出すかどうかを決めているだけであって、その中身を十分に精査してかかって、その議案自体に賛成かどうかじゃなくて、その議案自体を出すか出さないかを決めているのが議会運営委員会だと思っています。

そして、議会運営委員会には全員出ておりませんし、一番大事なものは、動議を提出される時に本会議で話したこと。これが本会議本位制を取っている議会の中のルールだと思っているんですが、その中で議会運営委員会でおっしゃったこととかそうしたことを根拠にしながらいろいろ話が進んでいくのであれば、今後調査を進めていく中で、それはやっぱりちょっとよくないんじゃないかなと。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 委員長のお考えはということで、委員長はお考えをおっしゃったんですから、議事進行していただいたほうがいいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 議事進行をしますけども、その前に……（マイク不通）……にお答えしますけども、議会運営委員会というのは、議会の時間的なスケジュール的な流れというんかね。そういったものを決める場所でございますして、そして、会派の代表という部分で皆さん出てこられています。

通常は会派に持ち帰りまして、そして、皆さんと諮って議会運営委員会での審議となるわけでございます。または、それをまた会派に持って帰っていただきまして、結果としてこうなりましたというような復命がされるわけでございます。そういった内容と私は理解しております。

いろんな会派がございますので一概には言えませんが、議運で諮られたことに

つきましては各議員さんは理解されているのではないかなと、普通は。私はそういうふうに感じております。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) はっきり、事務局に聞きたいです。議会運営委員会というのは、会派代表者会議的な側面を持っている、同じ意味のものですか。僕は、あくまでも日程であったりとか、提出する議案を本会議に上程するかどうか、日程の追加等々を諮るところであって、その議案について会派に持ち帰って諮ったりとか、そこで意見交換しているんだから、議会運営委員会で諮ったことは重いということはちょっと違うんじゃないかと思っていますが。逆に菅原委員、一番長老議員でありますので、議会運営委員会というのはそういうものなのかどうかの認識についてお尋ねしてみたいとも思います。

○20番(菅原義信君) その前というか、今ここでもって議会運営委員会での議論をネタにして話すということ自体が、ちょっと横道にそれているというかね。

だから、もう既に、それは帰山委員にとっては納得できないところが多々あるんかもしれんけれども、委員長は委員長なりの自分の立場についての趣旨説明はしたわけなんや。で、もう採決は終わったわけなんや。だから、これは納得できようができませんが、もうこれは仕方ないことなんや。議会のルール上さ。

だから、肅々と委員長は速やかに自分の任務をちゃんと果たしていくということが最大の役割やと思うんや。あまり個人的な見解を述べると、余計あちこち話がぞれていってややこしくなるって。そこのところをよろしく頼みますわ。

○委員長(丹尾廣樹君) 会議を進めていきたいと思っています。

喚問予定者の中で、2ページ……(マイク不通)……から順に行きたいと思っています。

2ページの下におられる方について証人喚問したいと思っていますけれども、質疑はありませんか。

○8番(帰山明朗君) 2ページ目に書かれている2番目の方というのは、本当にここで質疑を終結するというのは、この方をなぜ呼ぶのかとか、そういった質疑を今一人一人していくという意味合いでしょうか。

○委員長(丹尾廣樹君) そうです。同じようにやっています。

○8番(帰山明朗君) それを提出された委員さんがお答えになるということは今から行うということですか。

○委員長(丹尾廣樹君) いや、だから第3回に証人喚問として行いたいかどうかを皆さんに問うているわけです。

○8番(帰山明朗君) 質疑というのは、何でこの人を呼ぶんやということを聞けばいいんですか。

○委員長(丹尾廣樹君) そこのところ……(マイク不通)。

○1番(林下豊彦君) 先ほども言いましたけど、今このたくさんの方が書かれている。私はちょっとどういう関係の方かは知りませんので、これを読んだとしてもですね。またさっきの話に戻りますけれども、弁護士さんを通じて、この方を呼ぶ理由とかも、な

ぜ呼ぶんだということもちゃんと説明できないといけないと思うんですけど、それはどういう形で説明できる…。

ですから、何回も言いますが、情報が僕はないので。私の手元には。先ほど奥村委員も何かの文書がとおっしゃいましたけど、その文書すら私の手元にないという、この情報の格差はやっぱり埋めないといけないと思うんです。そのためのものは、やはり証人喚問する前に委員が手元に持っていないと、委員会の中での議論に僕はならないと思うので、今ここで何か言われても、ああ、そうですかとしか。それは違いますよとも言えないし、一方的な話になってしまいますから、この委員会の存在意義がなくなってしまう。

ですから、皆さんが知っている情報というものを共有させていただきたいなという思いがありますが、委員長、どうでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君）（マイク不通）……その理由、そしてどういう質問事項にしようかというようなことも書かれております。そういったことを前提に、質疑があったらおっしゃっていただきたいと思います。

○20番（菅原義信君） その要請をしたいという提出委員の趣旨説明からまずしてもらったらどうですか。なぜこの人を呼ぼうとしているのかということについて。

○委員長（丹尾廣樹君） そしたら、2ページの下の段。

○議会事務局長（九島 隆君） すみません。1時間ほどたちましたので、ちょっと換気のために休憩を挟んでいただきたいなと思いますので、委員長、御判断をお願いします。

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩いたします。再開は45分とさせていただきます。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時40分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

それでは次に、出頭を求める方の指名として、公正取引委員会に告発した森川さんという方について、全体像を知る上で証人喚問をしたいと思いますが、質疑はありませんか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） やはり順としては、まず逆に一番最初にお呼びしてスタートさせると、いろんところが分かって明確になってくるんじゃないのかなと。一時期じゃなくて時系列的に、日時も含めてと思います。私なんかでしたら、基本計画の委員会、それから検討委員会、検討委員会の中ではプレゼンもありました。ずっとそういう一連の流れの中で、やっぱり1番、森川さんをお願いできたらと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 公取に提出された森川さんですね。実名入りで出されています。

この公取へ出された経緯、告発した内容を出された経緯と、その中に書かれている内容のことについて事実確認、これは当然するべきだというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。  
 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 森川氏を証人として呼ぶかどうかの参考にしたいと思いますが、森川氏が令和4年3月付で鯖江広域衛生施設組合議会の議長宛てに出された資料については、私も組合議員として受け取りましてあれしているわけなんです、これが公取に提出されて受理されたのか、果たしてまた受理された後に調査が始まっているのかについては、その当時も不明確でありましたし、その後、確認した後に、3月以降大分時間も経過しておりますので、その後どうなっているのかがちょっと分からないので、この資料自体が公取が正式に受理して調査を始めたものなのかどうか、その辺については確認する必要があると思いますし、公取に受理されたものかどうか、調査が始まっているのかどうか、正確に御承知の委員さんがもしいらっしゃるんなら、また教えてもいただきたいと思います。呼ぶ上でのこの資料の正確性であったりを確認したいと思いますので。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、帰山委員のほうからも話がありましたけども、そういうようなことも含めて事実確認で来ていただいたほうがよろしいのかなというふうに思います。私は個人的には聞いておりますけども、皆さんの前でやはりそういうようなことをはっきりとして確認するということが本当だというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。  
 ないようですので、質疑を終結いたします。  
 採決いたします。

次回の委員会で出頭を求める証人について、公取へ告発した森川氏を証人喚問するという事に賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって、次回の委員会で出頭を求める証人については、森川氏に可決されました。

一般の方としては森川氏ということになったわけですが、そのほかに証人喚問を行いたいという人につきましては、取りあえずやはりもうお名前が公になっている方に、できたらとどめたいなと思います。

そのほかにオープンが可能な方については証人喚問ということはできますけれども、議員とかほかの方については証人喚問できますけども、これについて何か質疑はございますか。

江端委員。

○2番（江端一高君） 改めてこの出頭を求める方に関して確認というか、委員長のお考えもお聞きしたいんですけども、今お名前が各委員さんから挙がっている方々に関しては、例えば3回目とか4回目に再度何らかの形で議決を採るような方法を取られるのでしょうか。

それとも、今後は採らずに、森川氏をお呼びしてからの話で、また改めて各委員から出頭を求めるのは誰なんだというような形で採られていくのか。どのような進め方をされるのか、少し教えていただけますか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今後の方向性としては、森川さんをお呼びした後、その方から派生するというような形で関係の証人をお呼びしていったらどうかなどは思っております。

これにつきましては皆さんと相談させていただきますけれども、まず私のほうから候補者を選定させていただきながら、皆さんにお示しして一人一人採決していきたいなど、こんなふうに思っております。よろしいでしょうか。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） また申し訳ないんですけど、その森川さんというのも私のところには今何もないので、何かその森川さんの関連の資料とかがあるんでしたら、私個人的には、個人的にといいますか、この委員会の委員として頂戴したいなと思っておりますが、委員長、お願いします。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員の御意見ももっともでございますけれども、この次のところに記録の提出請求というのがございますので、そういった中でそういった資料を請求しながら、皆さんに配付させていただきたいなど。あとは議長が保管するというような形になりますけれども、お見せできるようになるとは思っております。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、お一人の方は、全員の賛成をもって証人に来てもらうということでございますけれども、ほかの人に関しては今日は採決しないんですか。どうなんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに人につきましては、お名前を伏せなければならないというような部分もございますので、お名前をはっきり明示できる方の喚問は御自由に御提案を許可いたします。

木村委員。

○14番（木村愛子君） ということは、自分が証人および参考人出頭していただきたいということで委員長にせんだってお出しした方々を、今ここでお願いすればいいということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） ちょっと回りくどい言い方をしたかと思っておりますけれども、お名前を伏せてある方につきましては公開をまだされていませぬので、いろいろ御迷惑がかかる可能性もございますので、今日は申し訳ないですけど。

○14番（木村愛子君） 委員長の御配慮は分かりましたので。じゃ、提案した方々は、一応、証人で出頭していただこうと、喚問させていただこうという名前の方々という、リストの方々というふうに自分を出させてもらった責任で、委員長としてはそれを受け止めていただいているというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい、そのとおりです。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） そうしますと、動議の中に議員の名前が出ておりますよね、2名。  
その方に関しては今ここで採決するんですね。そういうことですね。

○委員長（丹尾廣樹君） 提案がございましたら、一応、採決にかけさせていただきたい  
なと思っております。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 提案ということは、発言をしていって、この資料が生きるという。  
これは案ですから、この案を取ろうか取らないかという、案を取りましようかという協  
議をしていただいてもいいんじゃないでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 今これは、事務局のほうから、非公開のお名前が入っておりま  
すので、公開上のお名前でありましたら、御提案いただければ証人喚問の予定者として採  
決させていただきたいということでございます。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） それでは、玉邑哲雄議員についてお諮りいただきたいと思ひます。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、今、奥村委員のほうから玉邑哲雄議員を証人喚問し  
たいというような申出がございました。これについて質疑はございますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 玉邑哲雄議員、動議の中にもお名前が出ている議員でありますの  
であれなんです、改めて今回、証人として呼ぶか呼ばんかの話です、奥村委員の  
ほうから呼ぼうとする理由についてお伺いしたいと思ひます。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 1つは、公取に出された告発文の中に書かれている内容なんです  
ね。その事実確認。それと、池田町議のほうに行きましたよね。それについての確認  
ですね。分かってはいますけども、どのような経緯で行ったのかとか、そういうよ  
うな部分ですね。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 奥村委員がおっしゃる理由についてはお伺いしたとおりで分かっ  
たんですが、これはまた確認したいのが、議決していった証人ですけど、呼ぶ順番も非  
常に重要であろうと思ひている中で、その順番についてはまたどういふに決めてい  
くのかがあんまりよく分からないんですけれども。

例えば奥村委員がおっしゃったように、公取の告発文について、それを読んだこと  
により玉邑議員を呼びたいということであれば、順番的にいくと、この資料を書かれた人  
を呼んで、この資料の正確性等々も確認したり内容も吟味した上で、またその次の人を  
呼ぶのが順番的には適当であろうというふうに考えますけれども、そうした順番につ  
いても、名前を一人一人確認して議決した後に、また順番についても決めるということに  
なっていくんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 皆さんのお気持ちのとおりでございまして、当然にもその順番

というのは出てこようかと思えます。

先ほどもちょっと言いましたけども、今回、呼ぶ方の採決をしていますけども、この方たちは第3回目の喚問予定者でありますので、その点をお含みいただき、その意味合いを分かって、そういうような形で行いたいと思えます。

そうしますと、森川さんが先ほど全員の賛成がありましたので、次、玉邑議員となりますと、もしこれが採決されますと、その順番というようなことも考えなきゃいかんところと考えております。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 1点、これは奥村委員に確認なんですけれども、私ども広域衛生施設組合議会に当該の、今、奥村委員がおっしゃっている文書は配付されて、広域衛生施設組合議会の審査であったりとか議論の材料としては提出されたんですが、そこには個人名と業者名は全て伏せてあるんです。

その中で、池田に行ったという2番目の動議部分については理解できるんですけども、1番目のことに対して、今おっしゃっている玉邑議員をとということであれば、この名前が載った資料というのは僕もまだ一度も拝見したことがありませんし、そうなってくるとやっぱり資料を書かれた方に来ていただいて、その伏せてある名前も調査に必要であるということであれば、改めて明らかにしていただいた後に、そうしたふうにここに書かれている関係者の方に証人として出頭してもらうということ、この委員会の中で議論するというか協議するのが筋ではないのかなというふうに思っています。

○10番（奥村義則君） 確かに組合議員にはアルファベットで書かれた、固有名詞は全部そういう形になっていました。

それで、1つは、本委員会の委員のメンバーには、やはり製本された本当の事実のものをコピーしていただいてお渡しする。私は個人的にはこの告発者の人から聞いています。その告発に書かれている建設業者の方からも話を聞いています。これは事実なんです。

ですから、そういうようなことも含めて、皆さんに全て固有名詞が書かれている部分を、告発者に対して了解を取って、そして配付してもらうという流れは必要かなというふうに思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 今の点につきましては、公開上というんか、反対討論の中ですね。9月9日のこの動議についての反対討論の中で、玉邑議員本人さんが池田へ行ったこと、それから、そのときに取られたテープの中身を聞かされたことということで、これについては認められていますので、問題はないかなと、こんなふうに思っています。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 委員長おっしゃるとおりだと思っていて、先ほども申し上げましたけど、2番の池田町に行ったということに関してはそのとおりなんですけど、証人出頭を求めるときに、いずれにしろ証言を求める事項というのは後から議論していくことになるんだと思うんです。協議していくことになるというときに、少し整理整頓しな



がら行ったほうがいいと思いますので。2番については御本人も発言していらっしゃる。けど、1番のことについては御本人からいまだ明確な発言があったというふうには私は理解していないので、証人として呼ぶけれども、どういうスタンスで呼ぶのかということ整理したくて、今、奥村委員にもお伺いしたところであります。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、ほかに質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終結したいと思います。

次回の委員会で出頭を求める証人について、玉邑哲雄議員を証人喚問するというところに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。よって、次回の委員会で出頭を求める証人については、玉邑哲雄氏に可決されました。

それでは、先ほどもちょっとお約束でしたんですけども、その順番についてもお諮りしたいと思いますけれども、一応、第3回目の日にち、時間帯を決めるときに、併せて出頭者の時間帯も決めたらどうかなと思いますので、そのときにこの部分についてはお聞きしたいと思います。

木村議員。

○14番（木村愛子君） 証言を求める証人の方はまだほかにもお願いしたいんですけども、3回目のときに。お二人でもうおしまいというんじゃないかと、やっぱり最初にお尋ねしたいなと思う方は、今も問題となって引っかかっているということは、やっぱり一気に最初のときにお願いしたほうがいいんじゃないかと木村は思います。

それと、今、順番をおっしゃいましたけど、順番は、そのときは弁護士さんも多分同席されての話だと思いますし、弁護士さんの御都合もあると、日時的なこともあると思いますし、出ていただく方には議長から出頭日の5日前までにそこへ到達しないといけませんけれども、文書が行ったら必ず出てこいよという強制力はないと思いますので、やっぱり相手方の御都合もあると思いますので、全部それはもしあれだったら委員長と事務局にお任せしてもいいと。順番は。

それよりも私は、まだ証人で出てきていただきたいなと思う方があります。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員、提案をお願いします。

○14番（木村愛子君） やっぱり一番問題となっております佐々木勝久市長だろと思いますが。

○委員長（丹尾廣樹君） お呼びする理由というようなものはいかがになりますでしょうか。

○14番（木村愛子君） 理由と言われると、それは組合議会の話やろと言われる気もしますが、やっぱり鯖江市が75%の負担金を出していくというところでいきますと、このままいったら鯖江市の予算は、組合議会に関しては予算が止まってしまうんじゃないのかなという部分も恐れまして、そういう質問もいたしました。9月議会でいたしましたけど、それに対して明確な答弁も市長からはなかったように私は理解しました。

そうしますと一番の理由は、市長になられてすぐに、牧野市長のときに112億で決まっていた設計価格が、市長になられた2か月で182億になり、それは高いやろとなったら、私も高いと思いましたということで、一遍に、私たちが説明を受けたときから2週間で50億下がるという。1億でも恐ろしいと思いますけれども、そういう乱高下自体は、9月議会で申しあげましたけど、私は市民に説明ができません。

やっぱりそこらのいきさつというのはかなり市長も絡んでおられるんだらうというところが、一番の木村としては問題点ですね。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに市長の…。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 佐々木市長を証人として召喚したらどうかという木村委員さんの御意見の理由について、ちょっと確認させていただきたいですし、当委員会のことでもありますので、ちょっと皆さんで確認したいと思うんですけども、調査事項に沿わないことの中で呼ぶというのはあんまり証人としてふさわしくないという中で、先ほど明確に今回の疑義の内容であったり、1番、2番ともにとというのは先ほども議論していたところであります。

水津達夫議員がいろんな場で発言される中では、口利きの部分であったりとかという話は出されていましたが、木村委員がおっしゃっている、いわゆる当初出された予算から少し下がったり上がったりしたということは、今回の調査項目に含まれているのかということも、ちょっと委員会として確認をしておきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 今回の議案は、私が申しあげているのは、衛生組合の8月25日、26日でしたか、本会議で賛成多数で通っている議案ですから、それをどうのこうのは言っておれません。

だけど、そういう数字の変遷がそんなに簡単に行えるものなのかということから端を発していますと申し上げただけで、それを調べてくださいとは申しあげていません。そこまで調べるんだったら大した100条委員会だろうなと思いますけど、そのときの組合議会でも申しあげましたし、議長だったときだろうと思うんです。数字がそんなに112億から182億。議長さんに説明があったんだらうなと。議長がそこで納得されて組合議会に出てきたんなら、逆に帰山委員、そのときの当時の議長さんだったんだから、帰山委員から教えていただいても私は済むことなんですけど、そのことを今調査したいんじゃなくて、大変な高額なんですよね。市民の血税、越前町さんの血税にしたら。それをちゃんと市民に、町民の皆さんに、そして組合議会に関わる方々に私は説明ができないというところからスタートしていますと申し上げただけで、その間いろいろな問題が、公正取引委員会に出されたとかいうのはそれから後に出てきている問題ですから、その前の問題ですね。112億が182億になり132億になったというのは。

だから、私は前回、第1回のときも申しあげました。議会で設置された100条委員会とは、やっぱり議事録を要求するのは筋ではないかもしれないけれども、調べるんだった

らそこから調べるということも必要じゃないんでしょうかと。それは委員長は取り上げられたわけじゃないですから、発言としました。欲しいという資料のところへ提出してありますけれども。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 木村委員が今御説明していただいた内容で、市長をお呼びしたい理由はこういうことなんだろうなと一定の理解はできたんですが、今お伺いしたことを聞くと、金額の上下についてはきっかけにはなったけれども、それを調査してほしいわけではないんだというふうに明確におっしゃって、あとは公取に出された資料の中にやっぱり佐々木市長という名前が挙がっているんで、そうしたことを来ていただいて調査したらどうだろうという趣旨のように聞こえました。

そうしたことであれば、先ほどになりますけど、順番のことは後からだというふうにも言われましたけれども、やはり全てのいわゆる各委員さんが疑義を持たれたり、これは調査すべきでないかという大本になっているのは、この公取に提出されたとされている森川氏の文書であったり、言われたことなのかもしれませんが、あるので、やはり第1番目にこの人、森川氏に来ていただくことは、1番目ではないですけど、来ていただくということを決めたのであれば、その証言を聞きながらやっぱり進んでいくべきでないかと思えますし。それで、時間的にこの間、1人の証言者に対して1時間ないしは2時間ということを決めたと思うんです。最長で2時間だったとしたときに、果たして3人呼べるのかどうかというのも、現実的な委員会の持ち方であったりとかで議論していかないと、3回目にみんな呼ぶと決めたところで難しいとも思いますので、そうした委員会の進め方と、どういうふうに呼んでいくのかというのは、これからスタートしていくことですので、少し確認しながら進めていただけるといいのかなと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに質疑はありませんか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 帰山委員のほうから進め方という形で今お話があったというふうに思うんですね。

確かに告発文の中には佐々木市長という固有名詞はちゃんと書かれています。これは明確に出ているんですね。私らがもっているものには入っているんですよ。

やり方としては、森川さんを最初呼んで、こういうようなことに関しての事実確認をした上で、極端に言ったら、本来ならば1回目に出てほしいなという思いはありますけれども、喚問の2回目のとき、次、決めますけれども、その後のときになると思うんですね。今の話合いの進め方でいきますと。それもやむを得ないのかなというような感はしますね。

まずは、森川さんにこの書かれている内容、疑義に思われるような内容をそれぞれ細かくチェックしていく。その中で必要とする人物、ここからも出てくると思うんですよ。そういうような進め方をしていくべきかなというように、今はちょっとそんな思いはしていますけれどもね。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに質疑はありますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） そのために、いち早くこの資料を了解を取って、固有名詞が書かれている、ちゃんとなっているものを皆さんに配付、いち早くしていただきたい。このことは要望しておきます。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに質疑はありますか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。

次回の委員会で出頭を求める証人について、佐々木市長を証人喚問するというところに賛成の方の挙手を求めます。

○8番（帰山明朗君） 確認したいんですが、次回というのは第3回目を指していらっしゃるということなのか、次回以降呼んでいくということ指していらっしゃるのか。

次回、果たして、例えば3人来てもらえるのかという時間的なこともお伺いしましたけども。

○委員長（丹尾廣樹君） これはあくまでも次回ということで、今この採決をしているわけです。次回以降になるなということであれば、一応、賛成の挙手をお控えいただけたらなど、こんなふうに思います。

僕が言っているのは、喚問証人として今後お呼びしたいという質疑をいただいたとは思いますが、今言っているのは3回目、今度ですね。次回やね。次回の証人。次回というのは、初めての証人喚問にお呼びする方の採決を採っているんですわ。

○20番（菅原義信君） つまり、証人喚問をして証言をしてもらうというのは、やっぱり話というのは一定のストーリーというのがあるわけなんよ。だから、そのストーリーの中で、やっぱりぜひ出てきてもらわないかと思わせるような中身になれば、当然出てきてもらわないあかんけども、そうでなかったら、ちょっとやっぱり我々調査委員会としての調査の深みが浅くなってしまわないか。

だから、そういう点では、証人として出頭を求めるという人には入れても、どうしても3回目でなきゃいかんということではなしに。それは相手の都合もあるだろうし、やっぱり話の順番としてさ。だから、そういう点では、いつの時点でもって来てもらうかということは委員長に任せるといふ具合にして、それでいいんじゃないかと私は思うけどね。

だから、もし次の段階で、3回目の段階でもって証言をしてもらうという中で、もしまだ必要な人がいれば、その3回目のその話の終わった後の段階でもって、来てもらうという人を追加として挙げるという具合にしていったほうが、私はこの100条委員会の運営の仕方としては、より実のあるものになっていくんじゃないかと。

○委員長（丹尾廣樹君） 実のあるものにしたわけですが、一応この喚問予定者というのは、こちらのほうから来ていただくための招集状を出すわけですよ。そのための段取りとかいろいろあるわけですね。だから、前、前と、前回、前回というようなこと

で決めさせていただいているわけなので、確かに市長は証人喚問の予定はお願いしたいというようなことについては、賛成だということらしいですね。

しかし、今私が言っているのはそういうこととは違って、今は3回目、次回の100条委員会の証人喚問に出ていただけるかどうかという人を決めているわけで、そういう意味で、もし奥村委員のさっきの意見とか、菅原委員もそうですけども、その状況によって出ていただきたいというような形であれば、次回、ややこしいんですけど、今度の100条委員会の3回目ですね。次の会ときには、いわゆる市長を喚問予定者としては、まだいいというようなお話でしょうか。

○20番（菅原義信君） いや、それだったらそれでいいけども。

○委員長（丹尾廣樹君） そこらのところを、今3回目をちょっとまとめたいと思っているので、どうかよろしくお願いします。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほど奥村委員がおっしゃられたとおり、今、森川さんという方が何かを書かれている文書があると。それを細かく証言をいただくと。その中で、やはりこれは本当かどうか本人に確認したいなというものを、今でいう3回目じゃなくて4回目に証人をする。

でなければ、今の状態で証人喚問する中身が何の根拠もなくなってしまうわけですよ。今の段階では。先ほども言いましたように何の情報もない状況で私たちが証人喚問するんですから、その証人喚問をする内容の根拠が全くない、薄いということになるので、やはり次の証人喚問として、今言ういろんな告発の文書があるなら、それを確認して、その中で出てきた人たちに対してそれは事実かどうかということを確認するのが本来の流れかなと思いますので、今ここで何かを決めなきゃいけないということではないように私は思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 決めなきゃいけないという、何か話が非常に難しくなってきたんですけど、元に戻して、次回の証人喚問者を今どなたにするかということで採決しているわけです。だから、一応そういった頭で質疑もやっていただきたいし、質疑についてはそういうようなことで、次回の次回になるんかもしれないですけども、候補者として要るんでないかという言い方もあったようにも感じます。しかし、私の部分は採決ということ的前提としていますので、そういったところで御理解いただきたいなと思います。

質疑をもうここで締めたいと思います。

佐々木市長を証人喚問するというところに賛成の方の挙手を求めます。

○2番（江端一高君） 次回ですね。

○委員長（丹尾廣樹君） はい。

（挙 手 少 数）

○委員長（丹尾廣樹君） 賛成少数であります。よって、次回の委員会で……

○14番（木村愛子君） ちょっと待って、奥村さんも手挙げる。

○10番（奥村義則君） 賛成ですけど、流れの中で、言われるように、私はもう分かっていますよ。聞いていますから分かっていますよ。分かっていますけど、今、流れをスムーズにいかそうと思うと、まずは森川さんをお呼びいただいて、来ていただいて、いろんな細部にわたったことを聞くと。ここに書かれている細かいことを一つ一つ聞いていくんですよ。その中で、市長の名前はもう出ていますが、もちろんこれを森川さんが認めた。事実なんですよというような形でおっしゃった場合、呼べるのかなという思いもします、これは。次は。ですから、鯖江市内の建設業者も含めて、来てもらうこともできると思うんですわ。あるいは、応札しなかった業者なんかもあると思うんです。ずーっと広がってくると思うんです。

○委員長（丹尾廣樹君） もう一回ちょっと言いたいと思います。今は次回の喚問予定者というのか、そういった方の出頭を求める証人について採決をしているわけです。だから、今のところ森川さん、それから玉邑議員、このお二人は全員の賛成で一応決まったわけです。

今、市長の部分については、3人目になるかならないか、これを決めないと結局時間帯も決まらないし、何もかも分かりませんので、このところをはっきりしてほしいですね。

○10番（奥村義則君） 玉邑議員は決まりましたよね。けども、今の段階では2番目のことに関しては聞けるんですよ。聞けるんですわ。けども、私が言った最初の部分に関しては、森川さんの証言がなかったら聞けないと思うんです。私は分かっていますが、その結果は、自分ではそうなんだろうなというのは思いますけども、もしそれがはっきりしなかったとかとなりますと、呼ぶことができないじゃないですか。そういうふうになっていくと思うんです。

本来ならば1日で4人も5人もしたいですよ。本来ならば、その1日で。けども、流れとしてはそういうふうになっていくのかなと。聞きたいことに関してつじつまが合わないような状況になりますと、呼ぶ意味がなくなってしまうんですわ。だから、合わせるためにもまずは森川さんに細かく聞いて、そして、それに該当する次の人を求めていくと。

だから、3回目の委員会から4回目の委員会というのは空けたら駄目ですわ、ある意味では。来てもらう人には5日間ぐらいの猶予を発送からというような形になっていますので、その辺も含めて4回目はしっかりと早くやると。

今の今日のこの委員会の状況の中では、それがベストかなというふうに私は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） そういったことも含めてははっきりしないと、こちらの事務手続のほうもできないわけですので、そこの部分は呼ばれる相手にしても迷惑になりますので、そこらを準じて、はっきりとここのところの意思表示をこの委員会としてやっていただきたいなと思います。

改めて……

○8番（帰山明朗君） 委員長、すみません、1件だけ出させてもらっていいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 奥村委員がおっしゃっていることが、そうだなと思いながら聞いていました。あと、大事にしないといけないのは、やっぱり委員長おっしゃるように、証人が証言しやすいような日程とか環境を整えるのももちろん大事ですけれども、せっかく来ていただいた証人の発言を、我々はやっぱり精査してかみ砕いて、その上でやっぱり次の調査に進めていく、もしくは次の証人を呼んでいく。正しい結論を導き出すことが、来ていただく証人であったり100条委員会の使命を果たすためにつながると思います。

ですので、奥村委員がおっしゃっているように、何人も呼ぶことも可能なのかもしれませんが、やっぱり呼んで来ていただいた証人の方の証言を聞いて、それを僕らもメモを取りながら一生懸命把握しようとするんですけども、1時間なり2時間なり、ちょっと頭の中を整理して次の証人に向かうとか、やっぱりそうしたことは必要な時間だろうと思っていますので、先ほども申し上げましたけども、1日に2人も3人も呼んでかかって、きちんと整理整頓しながら、もしくはストーリーを確認しながら、もしくは予定しなかった、もしくは知り得なかった事実が見えてきたときに対処することが可能なのかなと思っていますので、今委員長がおっしゃっている事務手続は確かに必要なんですが、1日に2人も3人も呼ぶことが本当に当委員会の証人喚問の進め方としてできるのかどうかも、やっぱりきちっと確認しておく必要はあるんだと思うんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 議会の場で議員が質問していることに対して擦れ違いがあるから、これをただそうと言っているの、私は時期を置くというよりは、例えば今日と明日というぐらいでやらないと比較もできないんじゃないのかなと。議会の場で佐々木市長なんかは、名誉棄損で訴えようかと思うというような言葉まで出たような気がします。だけど何らそういう行動はされていないんですから、どうなっているのというのとも思いますので、そこら辺までいきますと、やっぱり議員が市民から負託を受けて質問をしていることに対して、真っ当に答えられていないということで今回始まっているわけですから、やっぱり委員長に私はお任せしたいと思う。相手方がいらっしゃるわけですから、やっぱり最初にどういう方に証人としておいでいただくかというのは、もう最初にリストを挙げてしまって、日割りというんか日程的なものは委員長と事務局にお任せしていたほうが良いように思いますけど。毎日でも開催するというぐらいでいかないと、全部、毎日のほうが昨日のことを覚えているし、自分としてはいいなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 私は今いろいろ言いましたけど、次の3回目のときに佐々木市長をというような形で採決をした場合に、これは私は当然手を挙げると思います。ただ、流れの中では先ほど言ったようなことが順当なことなんやろなというふうに思いますね。

それともう一つ、前回のときに私、発言させていただきましたが、同じことに関して、森川さん、例えば市長に対して聞いた場合に、その回答が違う場合に対してのこ

とを私は申し上げたと思うんですね。対質という捉え方ですね。

そういった場合は、必ずお二人を同時に呼んで、また同じ質問をするというようなことは、これはハンドブックにも書かれていますし、それは可能なんですね。それを絶対やってほしい。そのことだけはちょっとお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、終結いたします。

だから、次回に出頭を求める証人として、佐々木市長を次回求める証人にしたいというように賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 3 名）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手3人であります。反対3人ということで、反対というか、先ほどの御意見のように、次回の内容を見て、お呼びするかどうかというのをそれ以降に決めると。次回後に決めていくということだろうと思いますので、内容によってですね。

○1番（林下豊彦君） その選択肢はないんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、その選択肢はいいと思います。ただし、事務的な部分として、証人については、議長経由で出頭を求める者への招集状といいますか、そういったものを出していただきますので、そこら辺はやっぱりはっきり日にちを決めた3回目にするには、その前段でそれをしなきゃいかんので、そういうことも兼ね合うので、中途半端な御意見ではちょっとまずいです。同じですけどね。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 事務的なという言葉が先ほどから委員長のほうからたくさん出ているんですけども、事務的よりも、やはり招集する理由ですね。そのところが明確でないと、事務的なものがあるから早くしよう、理由は適当でいいというわけでは、僕はないと思うんです。

先ほど奥村委員がおっしゃったように、一番最初の基になる文書、その書かれた方の証人喚問をして、そこで事実なり何なりかが出てきたときに、それを基に次の方を証人喚問するという形が本来だと思うんです。

ですから、奥村さんと僕とは多分同じような感覚だと思うので、次回呼ぶ人を今決めるというよりも、今、帰山委員も言ったとおり、時間的な制約もいろいろあると思いますし、その事実を確認した後、どういう形で何を聞くかということも皆さんで精査せなやかんことだと思うんです。ですから、そのことを考えたときには、やはり順番、流れというんか、順番立てて証人の方に来ていただくというふうに持っていかないと、今回のこの今の佐々木市長が来るという理由もよく分からないような感じになってしまいますから、そのために最初の方を証人喚問して、そこから疑惑をもう一つ、次の方に来ていただいて確認するというようなものが本来の形かなと思いますので、今、次、呼ぶ人の賛否を問うていますが、ちょっと違う形で持っていけるようなことを、委員長、考えていただけるとありがたいなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 次第にも書かれていると思いますけども、4番目、出頭を求め



る証人を誰にするかということで、次回の証人を今選定しているわけです。

その次に証言を求める事項というのがございます。当然、林下委員が疑問に思っていること、そういった部分があると思いますし、先ほどいろんな方の質疑の中にも、その点を確認すべく、いろんな形で出てきていたと思います。それをまとめると、結局、証言を求める、この人はこういう理由でこういう内容を聞きたいんだから求めますというような質疑の方法を取ったと思うんですね。

だから、そういうことではございますけども、事務的という言葉が嫌であっても、実際的に言うと、それをその日に呼ぶか呼ばんかというのは、もう機械的に決めてしまわなきゃいかんわけですから、皆さんの合意の中で決めていくわけですから、事務的という言葉になってしまいますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、出頭を求める日時および場所というような、こういうようなこともありますので、どちらかという、その日じゃなくて次の日がいいんじゃないかとか、それを近くに持っていったほうがいいんじゃないかとかというような意見もございますけども、そういうようなファジーな御意見であると、本当に事務局のほうも困ってしまいますし、それから議長のほうでのそういう証人出頭請求書というのも困ってしまいますので、このところはこのとき呼びますと。ここはちょっとそういう考える部分を持って、どういう証言を求めていくかというようなことを考えて、こういう質問をしていくというようなこととか、そういうようなことを考えていただいてやるべきことではないかなと、こんなふうに思います。

だから、林下委員としては、次回に呼ぶことについては反対ということやね。反対ということでお聞きしました。それで、こちらの……

○20番（菅原義信君） それはもう分かったで、可否同数で決するところをどうするんだ。

○委員長（丹尾廣樹君） 決するところ、それでもう困ってしまうんやけど。

○1番（林下豊彦君） 選択肢として、今、森川さんという方を証人喚問すると。次回はそれで玉邑議員と2人でよろしくないですか。そのときに、今日のこの証人喚問により、次回証人喚問する人を決めて、何か問題あるんかなと思いましたが、菅原委員、どうですか。

○20番（菅原義信君） 俺に聞くなや。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 追加でちょっとまた話させてもらいたいと思いますけども、組合議会の中で、公取委員会に出された文書の中から議長が5つの事実確認をされましたよね。そのことに関しても一般質問等で私もやりましたし、全部ではないですけども一部やりました。その5項目の中の幾つかをやりました。

結局そういうような状況の中で、先ほど採決を採ったときに、私、発言をいろいろしました。順番としてはこういうようなのが妥当ではないかという話もしましたし、賛否を採った場合は私は賛成しました。

そういうような状況の中で、聞ける範囲、その尋問の内容をある程度絞ってというの

はできるかなというふうには思います。3回目のときにも。そうなりますと、次またお越し願わなあかんとときもまた出てくるのかなというようなこともあるんですね。

先ほどもう一つ言ったように、対質ということもやっぱり考えられるかなというように思いもしていますので。

○2番（江端一高君） 委員長に僭越ながらちょっと申し上げたいと思うんですが、今各委員の御意見をお聞きして、この委員会の進め方に関して、やはり2人、3人という証人を呼ぶというのが、非常に無理がかかるのではないかなと思われま。

というのは、出頭を求める証人を1人お決めになって、次に何を聞くか、証言を求める事項を決めた段になって、今後選任されていく弁護士さんに御相談をして、その質問事項が大丈夫かどうか、確認を取ってから質問という形になるかと思うんですね。これが行われな限り、次の方への何を質問するかといったことも何も決まらなですし、むしろできなというふうに感じま。

当然、先ほど帰山委員もおっしゃっていましたが、民間の方にお越しいただくんですから、ある程度環境を整える必要がございま。こちらから一方的に、5日前の通達だから来いというのは非常に乱暴でして、やはりここは先方さんと調整をしながら出頭していただく日時を決めるべきであると。これも含めて弁護士さんと御相談をしてやっていくべき事柄でもあるかなというふうにちょっと感じま。

確かにお呼びするの、2人目、3人目を呼びたいということで決されるのはいいかと思うんですが、その証言を求める内容および場所、日時に関しては、今この時点では決められなというふうには感じま。

先ほど奥村委員がおっしゃっていましたが、森川さんをお呼びすることは決まりましたので、やはり森川さんをお呼びして、そこできちっと質問と、またその答弁に関する精査を行ってから、次の日時および質問事項を決めていくのが委員会としてはいいのではないかというふうには、非常に危惧いたしま。

改めて委員長の今回の市長をお呼びする件の可否同数ですけれども、委員長はどうお考えなのかお聞きいたしま。

○委員長（丹尾廣樹君） 非常に難しい判断ではございまけれども、今お二人の尋問内容、それからまたその御回答とか証言内容とかいろいろなものがあって、市長を呼ぶ時期が移動するんじゃないかみたいな、そういう考えもありながら賛成とか反対になっていま。これはそれぞれがあやふやな形と言わざるを得ま。

そういったことで、佐々木市長につきましては、私は次回出頭を求めることにつきましては否決を選択いたしま。

つきましては、本委員会としては否決と決しま。証言者はお二人ということで決しま。

次に証言を求める事項についてでございますが、今ほど決議いたしま証人に対する尋問事項についての協議となります。

証人に出頭を求める際には、尋問当日にどのようなことに関して証言を求めるのか、

あらかじめ通知をしておくことが必要となります。事前に各委員から御意見をいただいた内容をそれぞれ御紹介したいと思っております。

森川氏への尋問内容を御紹介したいと思います。

調査1という項目がございますけれども、これに対しては、公正取引委員会に告発した理由とその内容についてということで1つ目をお願いしたいと思います。

2つ目は、荏原側への下請要請があったというようなことも伺っていますので、荏原側への下請要請についてということで2つ目をお願いしたいと思います。

それから、玉邑議員への尋問事項内容を御紹介していきたいと思っております。

調査項目1に対しては、市長との会合セッティングと入札話など、事実確認についてということで聞いてみたいと思っております。2つ目として、応札予定企業への訪問についてということで聞いてみたいと思っております。

調査項目2に対しては、池田町の訪問目的についてと、2番目として、議員と職員の同行は誰の意向かということについても聞いてみたいと思っております。以上でございます。

こうしたいと思っておりますけれども、どの部分か問題があるということか、今の案につきましては皆さんの御質疑を受けたいと思っております。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) この文章、文面は考えないけないと思うんですが、これはどういう形で文面を決めるのかということと、あと、文面を決めて出頭要請をするに当たって、その前に必ず、先ほどの弁護士さんに確認というか相談をしないといけないと思っておりますので、弁護士さんの確認の後に提出するというところでよろしいですか。

○委員長(丹尾廣樹君) この内容につきましては、一応、事前に皆様から取った内容の御意見というんですかね、こういうことを聞きたいという部分をまとめた部分になります。あくまでもこれは私の主観が入っておりますので、そういった内容につきましては再度、今の御意見も併せながら吟味して、喚問予定の方に出頭請求書と共にお渡ししたいなど、こんなふうに思うところでございます。

○1番(林下豊彦君) 弁護士さんが確認した後、提出するということですね。

○委員長(丹尾廣樹君) そう。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 先ほどの議論の中に出てきましたけれども、玉邑議員の質問の中で、いわゆる動議の1番目ですね。2番目は池田町に職員を同行させたという事案だったと思いますし、1番は入札のことですが、入札に関わることで玉邑議員が明確に出てきている資料は、僕は持ち合わせていませんし、本会議の場でも発言していないので、先ほど委員長のほうから、玉邑議員を今度呼ぶのは2番のことにに関してだというふうに発言されたと思います。その上で採決も行ったわけですが、今回1番に関する質問も予定事項として入れていらっしゃるの、何かお間違えでないかと思いますが、確認はしたいと思います。

○委員長(丹尾廣樹君) 事前に出てきた委員さんの質問理由というんか、ここのところ

の証人および参考人出頭要求書の集約結果の、出頭を求める理由および証言を求める質問事項というのを、私がまとめたものでございます。あくまでも私の主観が入っております。

○8番（帰山明朗君） 先ほど委員長が自らおっしゃった発言の中に、今回の①の動議のことに關しては、玉邑議員を証人として呼ぶ根拠が、いわゆる公取に出されたとされる資料に名前が載っているからという理由であれば、まだ僕自身も名前が出た資料を見たことはありませんので、少しまだ時期が違うので、2番、池田町に行った事案について聞くんだとおっしゃられたと思うんです。

その流れの中で、今、質問事項の中で動議の1番に關わることをおっしゃっていたので、それについては先ほど、今回はそれには關わらない証人だというふうにおっしゃられたので、違うんでないでしょうかと確認をしているんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 100条委員会というのは、何も検察官ではないわけなんやつの。だから、明確な証拠がなければ質問できないかということ、証人として証言を求められないかということ、そうではないと思うんやつて。これは風聞であったとしても、それはやっぱり質問することはできると思うんやつて。

何でかということ、国会なんかの証人喚問のときもそうや。別に何か物的な証拠がなければいけないとか、そうでなくたって、例えばどっかの週刊誌がそうやって書いていたとか、そういうようなことを証言する人がいたとか、そういうものであったとしても質問の対象には、僕はなると思うんやつて。

だから、そういう点でいくと、これはまだ公というか…。

○14番（木村愛子君） 「北陸政界」に載った。

○20番（菅原義信君） 「北陸政界」なんていう変な雑誌かもしれんけれども、そういうものにも名前としては取り沙汰されているということがある。だから、その程度のものであったとしても、議会としてはやっぱりただす必要はあるという具合に私は思うんやつての。それでもって直接刑事告発するんだという、そういう構えではないわけなんやさかいにさ。

だから、そういう点では、やっぱりその1番の事項についても、やっぱり玉邑さんが關わっている、そういう可能性というか、そういうものが非常に高いわけやさかいに、やっぱり聞くべきだと私は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 聞かないでいいという話ではなくて、次の出頭のときに聞くことなのかということであります。先ほども申し上げましたけれども、森川さんに来ていただいて公取に出されたとされる文書の内容を聞いた後に、その後に出てきたことについて、そのことに基づいた中でみんなで議論して、これを聞いたらいいだろうというほうが順番としていいと思うので。同日に呼ぶということであれば、その日に同じように聞くことはなかなか難しいのではないかという意見が一つ。

もう一点は、風聞であつたりうわさでも聞くことはできる、雑誌に載っていても聞くことはできると言いますが、私自身は100条調査委員会というものの委員にならせてもらった気構えとしては、やはり、ある程度根拠のあることに基づいて証人には来ていただくことだと思いますので、風聞とか雑誌も、その程度にはよりますけれども、やはりそれについてはきっちりと自問自答しながら呼ぶべきだというふうに思います。

あともう一点、私は組合議会の議員です。この文書の取扱いについて組合議会の中でも議論して、その中で決めたことに賛否を表明した立場です。そのときに、あくまでこの文書に関しては、公正取引委員会が正式に受理して調査を始めるという段階に行くまでは、この件についてはまだ正確かどうかははっきりしないので、この点については今のところ様子を見ながら次の段階に進もうということに私は賛成した立場でありますので、そうした立場の中で、この資料について名前の載ったものであつたりとか精査していくということであるならば、やっぱりきっちりと確認をしながら進めていきたいという、私個人の思いでありますので。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 僕、その風聞でもと言ったのは、それはいわゆる最低のラインとか、それしかないさかいにできないというものではないということをお前は言ったつもりなんや。

それと、最初に森川さんについて尋問するということになつてとるでやけど、森川さんのあの文書の中には、私たちが持っている文書の中ではB、C、Dやったかな。そういうものでしか名前としてはつけられていなかったけれども、その中のBだったかCだったか知らんけれども、それは当該人物の可能性が非常に高いということについては誰だつて認めていることなんやの。だから、それはやっぱり質問する必要はぜひ出てくるというふうに私は思います。だから、やるべきだと思います。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 先ほど、林下委員からもありましたとおり、尋問事項につきましては、先ほど決議いただきました弁護士からの助言を経て、侮辱的な言葉や誘導するような言葉にならないよう調整させていただきますことを御了解していただきたいなど、こんなふうに思います。そういったことを前提に行わせていただきたいと。

そして、この内容についても、一旦こういう質問について、こういう状況だが、こういう質問についていけるかどうかというようなことも、弁護士の人から助言をいただきたいなど、こんなふうに思っているところです。

江端委員。

○2番（江端一高君） そうしますと、弁護士の方から助言をいただいた後に質問事項が大枠で決まって、それを再度この委員会で議決をして、それから質問をぶつけるということですか。今の感じだとそれが終わってからというふうに聞こえたんですが。あくまでも確認は必要だとは思いますが、どのようにお進めになられるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） この尋問事項の内容についてでございますけれども、あくまで

もこれは1つでございまして、これに皆様のこれもつけ足してやというような部分があれば、当然これを追加するというようなことで、今こういうふうに皆さんからのお話をいただいているわけでございますので、そういった部分も含みおきいただきながら質問をしていただきたいなと思うんですね。

だから、こういうような部分についてはこういうふうにされたほうがいいんじゃないですかというの、当然あってしかるべきだと思います。

○2番（江端一高君） 今、決めてということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） だから……

○14番（木村愛子君） 江端委員が言っておられるのは、弁護士さんと相談をなさってできたストーリーを、またこの委員会に持ってきて、それでここでまた協議をして決を採ってから動くかというお尋ねだったので、私は先ほどから委員長にお任せしますと、委員長采配で動いてくださいというふうにしております。

○2番（江端一高君） 委員長はどうお考えなんですか。私の質問にお答えいただけたらと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 委員会という部分については、今、第3回、当然、喚問の内容でありますので、ここである程度意見を言っていて、その質問内容について合意形成を図りたいなと、こんなふうに思っております。

今ここで私が言った部分について、この内容のまま賛成ですか、反対ですかと言いますが、これについてはあくまでも先ほど言ったように、相手に対して取られる内容が侮辱的とかそういった部分でないように変えるという部分については、解釈を変えろということ、質問の内容を変えろということについてもあり得るわけですが、大枠はそういう部分で決めさせていただきたいなと、こんなふうに思います。

○2番（江端一高君） 今日、決めるということなんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） あまり流れがちょっと分からないんですが、今ここで何か文章を決めたとして、次回の3回目には証人も来ますけど、弁護士さんはそのとき僕らは初めて会うという状況になるんですか。

3回目の100条委員会が開かれたときに、弁護士さんがアドバイザーというんか、いろんなアドバイスをくれるという立場の方がどこかの席に座るとして、そのときに証人喚問が同日始まるということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○1番（林下豊彦君） 弁護士さんには……

○委員長（丹尾廣樹君） ちょっとそこらのところ、私もどういようになるか分かりませんが、契約をしまして、その後に3回目をセッティングするわけですが、そのときには弁護士さんの同席をいただくということで、委員のその場のきつい表現とかそういった部分については、やはりちょっとストップというんですかね。そういった部

分もかけていただくこともあるかもしれないし、そういうような形で運営を図っていき  
たいなと思っております。

弁護士さんはその中で発言はできませんので、そういった部分については表現はどう  
いうふうにするかということもあると思うんですけども。

○1番（林下豊彦君） そうしますと、弁護士さんはこの事の事情をどの程度理解した状  
態でこのアドバイスを受けるかということ、今の話だと、何にも知らない状態で、誰が何  
をしたのかも分からない状態でこの場に立って、アドバイスってできるもんかなと、そ  
れはちょっと疑問に思うので、やっぱりその前にというんか、やはり弁護士さんに対し  
て、一体何を僕たちが調査しているのだ、どういう事実が起こっているのかということ  
を伝える必要が僕はあるかなと思うんですけども、次回、3回目に弁護士さんもいら  
っしゃいました、証人喚問も始めますというんでは、ちょっと危なっかしいなという思  
いがありますが、委員長、どうお考えですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 当然そういうことはあると思いますね。だから、事前に契約し  
てから、そういう部分で、今の状況、またこういうような内容、それから資料をある意  
味では見ていただいて、ある程度理解していただくというような、レクチャーと言っ  
たらちょっとあれなんですけども、そこらの事前の説明とかそういった部分は、委員長、  
副委員長、それから議会事務局である程度やっていきたいなと、こんなふうに思っ  
ています。

○1番（林下豊彦君） そのことをしっかりやっていただかないと、当日、証人喚問のと  
きに、もう言ったものをそれは駄目ですよと後から撤回もできませんから、それは前も  
ってしっかりとその情報を弁護士さんのほうに伝えていただきたいなと思いますので、  
よろしく願いいたします。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 今の林下委員の弁護士さんについての話ですけども、その弁護  
士さんというのは一体どういう立場で入っているのかという、そのことをちゃんとはっ  
きりさせておく必要は僕はあると思うんですけども。

別にこの100条委員会でもって、その代理人として弁護士を選任するということではな  
いわけなんや。だから、あくまでも法的な専門家として、委員から質問だとか、あるい  
はひよっとした場合には、その証人として呼び出された人が自己に不利益な発言だとか  
かって、そういう言わなくてもいいことを言ってしまうだとかね。そういうミスについて、  
法的な専門家としての立場から法的なアドバイスをすることが主任務であって、  
だから、それは全体の中身を理解してもらおうとか、それはちょっと違うと思うんやっ  
てな。

だから、国会の場なんかでの証人喚問を見ていると、大体、証人者のほうに弁護士が  
ついて後ろから耳打ちをすとか、そういうようなやり方が取られているけど、や  
っぱりその程度のものだという具合に私は思いますけどね。

だから、そういう点では、どの程度のものなんだということについて、ちょっとはっ

きりさせておく必要が僕はあるという具合に思いますわ。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 私もはっきりは分かりません。ただ、民事訴訟法にのっとった100条委員会ですので、いろいろなところでやはり法律に精通していないと、言葉遣いも含めて道を外すというか、ちょっとミスを起こしかねないので、そういう意味で弁護士さんはいらっしゃるんだと思いますので、そういうことも含めてアドバイスいただきたいなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 委員会条例で、午後5時になろうかとしています。一応、延長をいたしたいと思えますけども、よろしくお願ひします。

林下委員の御意見はもっともでございますので、あくまでもやはり委員を守るというようなことをお願いするというようなことを聞いておりますので、そういった意味合いで御理解をお願いしたいと思えます。

時間が長くなっていますので、休憩を入れたいと思えます。5時15分に再開したいと思えます。

休憩 午後4時59分

再開 午後5時17分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

時間も押していますので、この証言を求める事項についてですけれども、私が提示したもの以外ということについても皆さんお持ちだろうと思うんですね。だから、今まとめるというのなかなか大変ですので、二、三日をめどに議会事務局のほうに、次回喚問予定者の森川正富さんへはこういう尋問事項の内容をお願いしますと、何々についてというような形で出していただきたいなと思っております。森川さんと、それから玉邑哲雄議員さんも出していただきたいなと思っております。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 何度も言っているんですが、私の手元には、衛生組合議員でもなかったのので何の情報もなく、質問しろと言われても本当に困るんです。

奥村委員が持っている資料等が僕の手元があれば、それを基に質問もできますが、本当に私のところには何もないので、この情報格差といいますか、委員会として同じ情報のものをもらわないと、私は今ここで何かあなた方の質問をと言われても、全く書くすべがありませんので、そのことを解決していただきたいなと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員の御意見はもっともなこともあるので、極力努力し、ここの部分について研究を行っていただきたいなと思うんですけど、その情報格差の部分については、ほかの委員さんと御相談をされることというのは構いませんので、委員さん内部でやっていただければいいと思えます。もしなければ提出は結構です。

○1番（林下豊彦君） いやいや、ちょっと待ってください。私は委員としてここに参加していて、何で私は情報ないんなら提出しなくていいという、その発言は、委員長、おかしくないですか。



○委員長（丹尾廣樹君） ちょっと待ってください。情報がなければ提出しなくていいというわけじゃないんです。情報は委員さんの中で提供してもらったり、私も提供しますと。その中で喚問の質問というんですか。そういった部分の証言が欲しいなという部分について、ありましたら提出してくださいということ。それでもなおかつなければ、提出しなくても構いませんと言ったんですよ。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 100条委員会というこの委員会があります。初日に100条委員会とはこういうものだというしっかりした情報を共有するために頂いております。

調査項目に関しては、何回も言いますが、2項目3行だけのものです。それを僕だけかと思ったら、そうじゃないと。こうやってたくさん名前が出てきております。この根拠は何だというと、皆さんは何か情報を持っていらっしゃるわけじゃないですか。この情報を共有しないで、この委員会って成立するのだろうかという私は疑問を持っているんです。

ですから、その情報はもらって、その後いろんなものが、意見なり質問事項なりが出てくると思いますので、それをいただかないと、今この話を進めるということはちょっといかなものかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） これはやはり委員会としてのミッション、皆さんからいただいたミッションでございますので、粛々と進めてまいりたいと思います。

この部分については何もないんだというようなお話で、そういうようなことをずっと言われ続けていますけれども、実際のところを言うと、いろんな形での傍聴とか、組合議会での傍聴とか、林下委員さんのいろんな努力というのは私は客観的に見ているので、そういった点から情報がほとんどないというような部分ではないと思いますので、もしそれでまとまらなければ、ほかの方も、委員さん、ほかの同僚委員さん、こういった委員さんの中でいろいろ話し合っただきながら、そういう質問というものをつくっていただければいいかなと思います。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 私は待っていて情報をくれと言う、そんなつもりはありませんが、委員会として情報を共有するということが最低限必要なことかと思うんです。それは、あなた一人で誰かに情報をもらっていきなさいということではなく。

でも、今この状態でもみんな平等ではなく、いろんな凸凹があると思うので、その情報を共有するということを希望します。委員会として。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 本日の協議事項の（5）に提出を求める記録についてという項目がありますので、今し方、林下委員がおっしゃっていた情報格差を解消するための記録提出を求めることで、例えばそういったことでバランスを取るか、均一化していくことは可能かと思うんですが、後ほどこれに関しては協議があると思えばよろしいんですよね、委員長。

○委員長（丹尾廣樹君） この（５）の部分につきましては、当然、提出を求める記録については皆さんそれぞれがあると思います。一応これも集約してあります。

私としては、皆さん、多方面の記録が、いろんな方面からたくさん記録の提出を求めるところで出てきております。こういった部分について、これは先方が出せないと言えればそれまでですけれども、一応、拒否するという部分についてはいかがなものかなとも思いますけど、公開の部分についてはこちらのほうから提出を、皆さんからの要求のあったものについては全て求めていきたいなど、こんなふうに思っております。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 本日の次第の中で（５）がありますから、（５）のところでその流れをこの委員会としてつくるんですねという江端委員の確認かと思うんですが。もう（５）の話は今お尋ねになっているというふうに私は理解いたします。

○委員長（丹尾廣樹君） ４の項目をちょっとまずしたいと思います。

証言を求める事項については、ほかに意見があったらなんですけれども、ここ３日ぐらいの間に、どうか一応事務局のほうへ届けていただきたいなと思います。議会事務局ですね。そして、委員長、副委員長との間で一応吟味させていただきながら、お二人の方への尋問事項の内容の検討を図りたいと思います。

そして、その内容につきましては、皆さんにこういうような形にさせていただきましたということで、一応回覧させていただきたいなと思っています。配付したいと思いません。

江端委員。

○2番（江端一高君） 配付されたものをもって議決するんですね、質問項目の。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。そういうふうにさせて……

○14番（木村愛子君） 議決なんかする必要ない。

○2番（江端一高君） しないんですか。先ほどから私はそれを何度も聞いているんです。

その質問項目をどのタイミングで我々の意思統一をして、採決をして、これを質問としていくのかというのを何度かお聞きしているというふうに私は思っているんですが、言葉足らずであれば申し訳ないですが、それはいつのタイミングなんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） それにつきましては、御意見は３日というぐらいの限度で出していただいて、それをすぐさま集約して、皆様にこういうような結果になりましたということで報告させていただきたいなと思っています。

○2番（江端一高君） 報告でとどめるということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） それ以上に何か必要ですか。

○14番（木村愛子君） 100条委員会の委員会の中で審議することが大事なんであって、そのときに委員会の進め方の中では、委員長が皆さんから出された質問を証人で出てこられる方に代表して質問されるらしいんですね、進め方として。そして、そのほかにありますかというときに、また江端委員があれば、その質問をその方にされればいいので、今、完璧なものが…。先ほどから出ているのは、弁護士さんに御相談していただいて、

そっちのほうを今心配している。林下委員もおっしゃっていましたが。だから、進め方としての話になってくるから、今ここで決めたことを、さらにまたみんなに議決を採るんかなんて言ったら、そういう流れというのほどこでどうなっちゃうのというふうに思いますけど。今日は今日の委員会だと思うんですけど。

○委員長（丹尾廣樹君） ちょっと言葉足らずでした。一応、委員会での共通質問という部分については、皆さんから出てきたやつの大多数、それをまとめて私のほうから尋問させていただきます。証人の方にですね。

あと、ほかに関連ということで、順番に、この順番も回しますので、そのときに委員のほうから、これも一つのルールにしなきゃいかんですけども、持ち時間を決めて、10分ぐらいというふうに思っておりますけれども、関連質問とか、それから御自分で独自の質問という部分についても、あったらしていただければ結構かなと思います。

それも全て弁護士さんのほうで聞きますので、こういう質問は駄目だというような部分とか、いいんだという本当共通の理解まで全て取らなきゃいかんということではありませんので、そこらのところをよろしくお願いします。

江端委員。

○2番（江端一高君） 非常に私、単純に聞いていたと自分では思っているんですけど、質問項目に関しては議決を採らずにいくんだということですよ。そういう理解でよろしいですよ。それを聞いておりましたので、それだけです。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 僕も最初のことで、確認したいです。

今、木村委員がおっしゃったことと江端委員がおっしゃったこと、僕もルールも含めて確認したいんですが、委員長が委員会を代表して総括的な証人尋問を行った後に、各委員が補足的に質問をするということがルールだと思っています。

その総括的に行う尋問の内容についても、委員長に一任ではなくて、委員会の中で協議したことを委員長が代表して質問するものだと思っています。それで補足する部分を各委員が質問するというのが委員長が質問されることだと聞いていますけれども、総括的に委員長が質問される内容も、委員長に一任するのではなくて、基本的に証人喚問に当たっての委員会の議決項の中に証言を求める事項というのが書いてありますので、基本的にこれについてはやっぱり議決していくものだというふうに考えますので、委員長が行う質問であっても、総括的なものについては協議、議決したものをしていく。それで、あと補完的に行うものについては、民事訴訟規則第115条に違反しない分野の中で、各委員が補足質問ができるものというふうに理解していたんです。

でも今のお話を聞いていると、議決はしない、質問については。委員長の質問については委員長一任だということになると、ちょっと僕、理解と違うので、そこは今後のこともありますので確認しておきたいというふうに思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 全て今、帰山委員が詳細に説明されましたけども、そのとおりでございます。まさにそのとおりでございます。

ただ、いわゆる合意事項ということが、今、時間帯として、これをやったらもう随分時間がかかりますので、一応、皆さんから3日間ぐらいの間に、このお二人に対する事項、こういうことについてというようなものを出していただくということをお願いしたいなど、こんなふうに思っております。

江端委員。

○2番（江端一高君） 改めて、帰山委員も今おっしゃっていましたが、委員長が行われる主尋問に関しては、我々の総意として、議決をしていくべきではないかと、改めて委員長。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○2番（江端一高君） 先ほどそうではないとおっしゃったんです、委員長。するんですよ、そうすると。

○委員長（丹尾廣樹君） 本来はそうなんです。

○2番（江端一高君） 本来はではなくて。

○委員長（丹尾廣樹君） そういうことですがけれども、今このような形でまとめるということはなかなかできない。皆さんから、今、例えばこの2人の証人の中の、例えば証人出頭要求集約の中で証言を求める事項というところもあるわけですが、ここには一切載っていないというのが、この全ての人が皆さん載っているわけじゃないんですよ。載っていないんですよ。

簡単に言うと、今の森川さん、玉邑議員とこの2人ですがけれども、この2人に対しての証人および参考人出頭要求、それと証言を求める事項というようなことを、前、皆さんからお諮りしたわけですね。そのときにこういったものは出されていなかったので、そういう今のお話というのは、出されていたら、今日ちょっとそういうようなことでまとめていこうかなと思ったんですけど、出されている人の内容をまとめたときが、先ほどこちらのほうで調査事項1とか調査事項2とか、この人はこうですよというような一つの内容を皆さんにお話ししたわけでございます。意味分かりますか。

だから、それでは片手落ちというようなこともあると思いますので、3日間そういった日にちを空けますので、事務局のほうに早急に、尋問事項内容について御提出をお願いしたいなど、こんなふうに思うと。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） ちょっとあんまり前のことに戻るのは難しいんですけど、こういう手続を進めていく中で、やっぱり証言を求める事項であったり、提出を求める記録であったり、証人を呼ぶ前に事前に請求すべき資料であったりということが出てくることは十分考えられると思っているんです。

林下委員がおっしゃっているのは、委員としてのやっぱり資料の提出を委員長に求めているんだと思うんです。それを委員会として請求できないかと。持ち合わせていない資料に関して。それを証人喚問と同時ではなくて、事前に欲しいということがあっても、それは不思議ではないと思っていますし、証人も今日初めてある程度見えてきたわけで

すから、それに基づいて資料も欲しくなるものがあったもおかしくはないと思っています。

あと、2人しようと思うからこういうふうには拙速に進めていかなあかんで、やっぱりお一人ずつ丁寧に進めていくことが、結果的には証言を求める事項についてもやっぱり必要やったんじゃないかという思いを今持っておりますが、委員長が出された質問についても、先ほど口頭でやるおっしゃったことについても、正直言うとメモを取っても取り切れていないので、委員長がこれをやりたいと思う、僕まとめましたということについても、僕は今、まだメモも取れていない状況です。

それについても、やっぱり委員長が今日提案される質問、証言を求める事項があるのであれば、今日の部分もそうですけど、今後はやっぱりペーパーとして提出いただいて、そこからたたいていくほうが分かりやすいかと思っていますし、今後されていく中でもそうしたいと思っています。もし、委員長が手持ち資料で今日の質問内容をお持ちでしたら、今でも頂戴したいぐらいだと思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） それについては、いつでもペーパーは出します。

○8番（埴山明朗君） じゃ、今。

○委員長（丹尾廣樹君） 今はそのままでは出せません。読み上げることはできますけれども。これはあくまでも、いわゆる証人の出頭要求という部分の集約結果というのを、大体最初の段取りとして皆さんに諮ったわけでございます。その中で、証人喚問予定者というんかね。証人という部分について、お一人しか挙げていなかった方については、そういった部分というのはなかったわけです。だから、全体の意見ではないよと、そういうふうに言われれば、あくまでもそうなので、一つの話として、これは私もこういうような形で尋問事項の内容を出していただいた方の中でまとめ、そして紹介したというような形になっています。だから、未提出の方がこのままそれについて承認いただければ、この部分に、あとの共通尋問内容が出ましたら、それを足し加えていきたいなと思っています。

もともとの手続面で、非常にそういうようなそごについて今指摘されても、それはないんじゃないというようなのは私の本当の意見でございます。

埴山委員。

○8番（埴山明朗君） ごめんなさい。僕の聞き方があれやったかもしれませんが、今委員長がいろんな総合的に判断して、森川さん、そしてあと玉邑さんに対して証言を求める事項として、委員長案を、みんなから出てきた意見をもって先ほど表明されたというか、我々に提示されたと思っているんです。

それはそれでいいと思っているんですが、それを基にして今から考えていく中で、委員長の素案についてまとめられたものを、まとめられた経緯はおっしゃるとおりだと思っているんです。それを文面として紙資料で頂けるとありがたいということを今お願いしているわけです。

○14番（木村愛子君） ちょっとその前に、証人として求めるところでお二方を賛同され

た3人ですから、何を根拠に求めようと思われたか、それをお出しになればいいんじゃない。締切りは済んでいましたけど、今委員長が改めてそういうふうと言って、二、三日の間に出してくださいと言っておられたわけですから、協力してあげていただければいいんじゃないでしょうか。賛成で手を挙げてくださったんですから。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 繰り返しになるかもしれませんが、普通、議会の場で議案を審議したりとかそういうときには、必ず理事者から資料を出してもらって、その資料に基づいて、例えばこのペーパーの中で僕はまだこれを聞きたい、誰々委員さんはこれを聞きたいというふうにして考えていくのが一番分かりやすいし、間違いがないと思っているんです。

先ほど委員長が、僕はこういうふうな形で今まとめているで、それ以外のもので質問があればというふうにおっしゃったので、委員長がまとめられた質問を、先ほど僕はメモも取り切れませんでしたし、なかなかこの場で正確に記録できないので、何か資料があるんならそれを頂戴したいと言っているだけです。

○委員長（丹尾廣樹君） なら、再度申し上げますか。

○8番（帰山明朗君） 資料で出していただくことは要求したらいいんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、資料で出すことはできますけども、その資料はいつ出せと言うんですか。今出せと言うが。

○8番（帰山明朗君） 手元にあるのであれば、今コピー取れば済む……

○委員長（丹尾廣樹君） いや、手元にあるんですけども、その手元の中には、委員長として…何回も言いますが、集約結果という部分があったのを全部まとめて、この人が尋問者に入ればこういう内容でという、皆さんからの出たやつをまとめたやつを持っているわけです。全ての人。意味分かりますか。だから、却下された人も入っているわけです。否決された方も入っているわけ。だから、そういうようなことで、これは1枚になっていますので、これを写してあげるわけにはまいりませんということ。

だから、明日ならおあげできますけども、そういったことで納得していただけないでしょうか。

○8番（帰山明朗君） 資料については、委員長、もう一度先ほどおっしゃった内容の繰り返しになって、お時間取らせて申し訳ないんですが、読み上げていただいてもよろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 森川正富氏への尋問事項内容をまず御紹介します。

調査項目1に対し、1番として、公正取引委員会に告発した理由とその内容について。

2番目。調査項目1に対しての2番目ですね。荏原側への下請要請について。

玉邑哲雄議員への尋問事項内容を御紹介いたします。

調査項目1に対して、市長との会合セッティングと入札話など、事実確認について。

調査項目1の2番目として、応札予定企業への訪問理由について。応札予定企業というのは、神鋼というような形で括弧書きされています。

調査項目2に対し、1、池田町訪問目的について。

調査項目2に対しての2、議員と職員の同行は誰の意向かについて。以上ですね。

この内容を吟味して、これはこのままいくかどうかというのも、また皆さんの御意見を足し加えて検討したいと思っております。

また、これについては弁護士さんに、こういう聞き方というのは妥当かと、聞けるのかどうかということもチェックしたいなと思っております。

だから、本来はこの部分については皆さんから集計するつもりであったんですけども、先ほどの経過というのがありますので、これは3日間猶予しますので、事務局のほうに、例えばこのお二人を今度、証人として呼びますので、このお二人へ、調査項目1に対してはこういうようなことを、また調査項目2に対してはこういうことを付け足すというんか、全体意見として聞かれたらどうかというような内容ですね。それから、玉邑議員は玉邑議員の調査項目1に対して、調査項目2に対してということで出していただけたらなと思います。

それについて、委員長、副委員長と事務局でその集計をしまして、皆さんのほうにこういうような内容でということで、喚問予定日までは、先方の都合も聞かなきゃいけませんし、いろいろ時間があると思うので、そこらのところで皆さん方にそういったことも周知したいと思っております。

委員の中で話し合ったり、そういったことについては大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

今後の流れとしては、本日から数日以内に質問項目を委員から出していただきます。これを弁護士と相談をします。出頭を求める者の氏名——これは今後のこういう決め方の流れを言っていますけども、出頭を求める者の氏名を決めていただく。それから証言を求める事項はどうするかということも決めていただく。出頭すべき日時、場所を決めて、1、2、3を全て委員会で諮る。そして議決するというのが本来の姿です。

ある意味で2回目でしたんですけど、この部分、証人のこういう流れについては皆さんと議論するのは初めてだったので、ちょっとどたばたした部分もございますけれども、こういった流れで今後は決めていきたいと。

だから、今の場合ですね。次回の証人の場合につきましては、ちょっと便宜的ではありますが、皆さんに最終的には分かるような形で喚問を行っていききたいと。

そのためには、いわゆる3日ぐらいの間に質問項目を議会事務局に出していただき、それぞれの証人を対象として出していただいて、それについて正副でまとめ、こういう会合の席というのが、この間に取れる時間というのがあるかどうかはちょっと分かりませんが、極力、皆さんにこういうような内容について諮らせていただくというんか、そういう相談させていただくような場所をつくりたいと、やりたいと思っております。そして、あくまでも委員会で諮って議決を求めた上で証人喚問を行うというような形が流れですので、この基本で今後やりたいなと思っております。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) 今のお話を聞いて、次の3回目に証人喚問という話ですけれども、その前にやはりもうちょっとみんなで話し合わなあかんことがあるんじゃないかなという。弁護士さんも込みで。日時を決めるにしても、今日決められればいいですけれども、中身の精査ということはもう一度委員会開催が必要じゃないかなと、私は今お話を聞いていて思ったんですが、委員長、いかがですか。

○委員長(丹尾廣樹君) 今の意見というのはもっともだろうと思いますので、その前に、このルールを決めるということを前提とするだけなので、時間が取ればそういった委員会を開きたいなと思います。時間が取ればですけれども、やりたいと思います。

それで、こういうようなことで、3番目の内容ですね。出頭を求める日時および場所という部分について……

○8番(帰山明朗君) ごめんなさい。3番目に行くんなら、2番のことでもう一度、今委員長から御説明いただいたことへの確認です。3番に行こうとしたんですよ。

○委員長(丹尾廣樹君) そうですね。3番に行こうと思っています。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) いま一度、先ほど申し上げたことで確認です。

調査項目、玉邑哲雄議員に証人として出頭してもらうことには先ほど賛同いたしました。それでも、そのときに申し上げましたけれども、今回は2の項目については一定の明らかになっている部分がありますので、それについての証言を求めるということは必要だというふうに考えますけれども、①番のことは、その根拠となっているものが、森川氏が作成された資料によるものですので、森川氏の証言の内容いかんによって、聞くか聞かないか、どうしていくかということが妥当だというふうに申し上げましたので、今後のこともあります。先ほど菅原議員も僕はこう思うという御意見をおっしゃられたので、それも委員としての一定の御意見だと思いますが、例えば質問の内容の基となるものが風聞であっても、100条委員会では質問していくのか。雑誌に載っていたら質問していくのか。改めてその資料の正当性を確認した後に、その証言を聞いた後、確認した後に、それに基づいて聞いていくのかということ、やはりはっきりしておいたほうがいいと思いますので、委員長から先ほどお話のあった玉邑哲雄氏への証言を求める事項について、動議の調査項目1番に対してのことに関しては、第3回目で聞くことについてはどうなのかなというふうに思っておりますので、これについてはそもそも受け付けないのであれば、今の時点でそうしておいたほうがいいと思いますし、これも受け付けるということであれば、それも受け付けるのか受け付けないのかはしっかりと決めないといけないというふうに思います。

○委員長(丹尾廣樹君) 一応、次回というような形で第3回というような形を言いましたが、確かに非常に今後の流れというの、非常に今後ますますそういったことをきちっとやらなきゃいかんと思うんですね。そういった意味では、スケジュール的にも1週間ぐらいの以内の中で時間が取れば、第3回の委員会をやる必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思っております。



それで了解できますでしょうか。

○8番(帰山明朗君) お伺いしたことの答えにはなっていないと思います。

玉邑議員への1番の証言を求めるといふ、委員長が提案されたこの中身の根拠が森川氏が書かれた文書であるならば、その文書の正確性を確認した後にその証言を求めるといふことですので、今回このことについて挙げるのではなくて、4回目、それ以降の、次回以降の証人のときに……

○委員長(丹尾廣樹君) 帰山委員にお話ししますけども、やはり一遍採決で決まったことについては、その内容をひっくり返すような発言はちょっとまずいのではないかなと思うんですね。そのとき、全員の賛成をもってこれは表決されたものでございますので、それはちょっと認めることはできません。

○8番(帰山明朗君) 出頭を求める証人については私は賛成しましたので、このことについて何も異議を唱えているわけでもありません。

2番の今これから決めようとしている証言を求める事項について、調査項目1に対してという証言を求めるといふことについては、違うんじゃないのかということをお先ほどからずっと申し上げておりますし、それについての委員長であったり委員会としての協議がなされていないので、その点については今どうでしょうということをお先ほど申し上げております。

1番の先ほど採決したことについては、全く異議は唱えておりません。

○委員長(丹尾廣樹君) そのルールそのものにつきましては、今後の流れということで、もう1週間ぐらい後のうちに時間が取れば、第3回の委員会をやりたいなと思っております。

これはそこでの皆さんのまたお話になるので、そういうような前提で了解いただけんかなと思っております。日にちを取るといふようなことも考えておりますので、よろしくお願ひします。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 了解いたしました。

きちっとはっきりおっしゃっていただければ我々も分かりやすいんですが、時間が取れば委員会を開くのか、次の委員会は開いてかかって、証言を求めるといふ事項について、皆さんから出てきた意見を基にして集約したものを改めてここで提示されて、そこで議決していつ決めるのかということ、時間があればするのか、時間がなかったらしないのかということではなくて、やっぱり行うのであれば行う。そこでやっぱり証言を求めるといふ事項については議決するんだということ、はっきりと決めていただくほうがいいかと思ひますし、日時についてはもちろん今後調整が必要だろうと思ひますし、弁護士のお話を仰いだ上で行うのであれば、当然費用が議決された後になるのかはちょっと分かりませんが、そこについてははっきりとおっしゃっていただくほうが分かりやすいかと思ひます。

○委員長(丹尾廣樹君) 証言を求めるといふ事項についての議論というんですか。こういった部分については、皆さんの集約をした後で、はっきりと1週間ほどの間にですね。例え

ば21日とか24日とかというような日にちを取って、委員会でしっかりとした議論を行いたいなと思っております。

それで、これは3番目の出頭すべき日時、場所についてもですけれども、これも弁護士さんとか証人の方の都合というのもございますので、ここではっきりと決めるということについては不可能かなとは思っております。

そういうようなことがあった場合、不都合があった場合、来られない理由というか、それも正当な理由がないと拒否もできないという部分もありますので、都合があるという部分については非常に大事にしていかなきゃいかんことじゃないかなと思います。

だから、この日時についても、弁護士さんのほうから一応の空いている時間、日にちというのは来ていますけども、一番最初の挨拶で11月29日以降になるんだということもお話ししてあると思うんですけども、そういうようなことで、一応12月1日と2日については弁護士さんは終日空いていると。空いているというか、都合がいいというようなことなので、これは議会の聞き取りの時間帯でもありますので、皆さんの御意見もちょっとお聞きしたいんですけども、できたらここは空いているということでありましてけれども、この両日のうちの、できたらどちらかのほうには、よければ決めたいなと思っております。

御意見はありますか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） まず、同席を弁護士さんをお願いするわけですから、御都合がいい日が一番だろうと思うので、私らが合わせていくということが優先されるかなと。

それと、やっぱり出頭をお願いする方というのは、議長から発信していただいて、それで1日というところなり2日というところが、5日前以前に届けばいいということなんだろうから、今から今日の委員会で決議されたことを議長さんに報告していただいて、そして流れを粛々とつくっていただいたほうが。今一番は弁護士さんの都合だろうなと。時間はどの時間でもいいんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 終日ということですか。

○14番（木村愛子君） じゃ、余計。

○委員長（丹尾廣樹君） 2日は締切日か。

○議会事務局長（九島 隆君） 12時で。

○委員長（丹尾廣樹君） そうやね。12時ということになっていますので、できましたら1日。

○1番（江端一高君） 2日の午後からじゃ駄目ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） それでもいいです。当然……。

○20番（菅原義信君） そういう細かいことについては、後で委員長と副委員長の協議の上、決定して、またお知らせしますとか、何かそういうことでまとめてもらったほうがいいんじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） こちらのほうでまとめて決めさせていただくとありがたいわけ

ですけども、そういうようなことでよろしいでしょうか。

○14番（木村愛子君） はい、よろしくお願ひします。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほどもちょっとお聞きしたんですが、ここ1週間のうちに質問事項については協議する場を100条委員会として設けるといふことですね。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。

○1番（林下豊彦君） あと、次、2日とかという話は、それは証人を呼ぶ日のことですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○1番（林下豊彦君） それ以前に僕たちは、先ほど言ったとおり、弁護士さんにいろいろなアドバイスをもらうということにはできないということですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、契約は11月29日以降ということになりますので、実質的にはその内容について、それぞれここのところがというのは、それはもう皆さんが当然、議決して聞くわけですから、その内容については皆さん方がチェックできると私は信じておりますけどもね。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 今、菅原委員がおっしゃったように、まだ次の提出を求める記録についてまで行かないといけないので。日時のこと、今日の日にちだつて、14日にありますよ、2時からありますよともらっただけじゃないですか、議員は。何か皆さん、打診ありましたか。14日にやっていいですか。だから、委員長と副委員長さんで、事務局と決めていっていただければいいと思うんです。

次、5のところへ行ってください。

○委員長（丹尾廣樹君） 会議を持つということでお決めたので、よろしいでしょうかね。4番については、内容の細かい詳細については、会議に諮るといふことで。3日以内ぐらいに、再度言いますけども、事務局のほうへ出頭要求の証人の意見ですね。こういった意見というんですか、質問事項を出すといふことで了解していただきたいと思ひます。

○8番（山山明朗君） 基本的なことですけど、ちょっと。例えば2日の日に証人喚問を行うとして、29日に弁護士が議決されるかどうかは本会議で決まることなんですけど、それから後、契約を結んで弁護士さんの助言も受けながら証人喚問するといふことになるんですが、弁護士さんが議決して契約を結ぶ前に、既に証言を求める事項も書いた証人出頭要求書を出すといふことになるんです。

先ほど冒頭に、質問の内容については弁護士を選任するといふ意味合いについては、一語一句確認することもないけど、法的な助言を仰ぐのに、やっぱり一定の質問内容についても確認してもらふ必要はあるんじゃないかといふ質問に対して、そうでしょうねといふお話をされましたので、今言うたスケジュールでいくと、それが難しいのではないかと思ひるので、ちょっと日程的なことで確認したいところなんです。

先ほど2日の日に委員会をされると言ったのは、質問内容を精査されるのかと思って  
……

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 今、帰山委員のような話をし出すと、それこそカレンダーを横に置いて、全部みんなのスケジュールを聞いて、その上でやらんといかんさかいに、だから、委員長と副委員長と事務局と3者でもって協議をした上で、ベストだと思うような、そういう段取りを組んでもらえばそれでええと。それで何かまずいところはあるやろか。

○8番（帰山明朗君） 僕が聞きたかったのは、2日の日に委員会を行うのは、正副委員長の決定であつたり事務局であつたりのことでいいと思っているんです。それは協議でできれば。

だけど、この2日に委員会を行う協議内容が、証人出頭ではなくて、僕の先ほどの丹尾委員長と話していた思いでは、そもそも今度の証言を求める事項とか、そこら辺の話をするための委員会をここで開くのかというふうな思いだったんです。そうではないんですかということですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） これはもう一応議決というような形で行われる事項なので、こういうルールに沿って会議を開きましょうということですよ。

○20番（菅原義信君） 正式な委員会かどうかということを知っているわけやろ。

○8番（帰山明朗君） 2日の前に正式な委員会をもう一回開く必要があつて、そこで協議して議決するというものですから、2日の前にもう一回委員会があるという理解でいいんですか。

○20番（菅原義信君） もう一回やるということや。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

○20番（菅原義信君） だから3回目ではないということやな。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） その3回目のときに、いろいろ証人喚問の出頭要請項目というんか、理由を書くに当たって、ここで正しい判断が僕らができるのかって。その文言に対して。ですから、そこにも弁護士さんは必要じゃないんですかということをお前は言っている。であると、今、帰山委員が言ったみたいに、弁護士さんを選任した後でないと、そのことが進められないんじゃないんかと。別に先延ばしにするわけではないです、本当に。それを僕はちょっと危惧しております。

○委員長（丹尾廣樹君） そういう細かい話はね。細かいんですよ。はっきり言って、弁護士さんは選任後でなければ全然使えないということではないと思うんですね。弁護士さんに相談というのは、これははっきり言うと、日常でも皆さん方も弁護士さんに相談されていると思います。万が一そういうような部分、皆さんがちょっと危ないんじゃないかとかというような部分があれば、そういうような臨時の相談も可能かなとは思いますが。だから、ほとんどないだろうというのが前提にはございますけども。

そこまで言うと、もうなかなか…（マイク不通）……

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） これから弁護士の選任についてとそれに係る予算項目については議決が必要ですので、本会議もしくは議会運営委員会に委員長から提案されるんですけど、僕の理解ですと、選任するまで弁護士に相談するということが普通あり得ないというか。だって、弁護士さんもボランティアではありませんので、相談すれば当然相談料も発生してきますし、そういうことですので、いざとなれば事前に弁護士さんに何とか相談しようということが、もしそういうことができるのであればおっしゃっていることも分からなくてもいいんですけど、事務局、今、弁護士さんを選任するに当たって、いろいろ調査するに当たって、選任前にちょっと聞いてみるとかそんなことが可能なんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 議会事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） 契約外ということでこういう案件をとということになりますと、別途1回当たり幾らというような形で発生するのかなというふうに思います。別契約ですね。それが相談料ということで発生する。それでお願いするということは可能は可能かとは思いますが、それがいいのかどうかというところは疑問はありますけれども。

○委員長（丹尾廣樹君） 議会内の中でいろいろ、我々のもともと100条委員会という部分がなぜ必要なのかという部分が、やっぱりそれ自身に非常にそのミッションというんですかね。そういった部分を考えていただければ、そういうような質問というのは僕は出ないんじゃないかなという気はするんですけどね。

というのは、やはり根本的に我々が質問することが悪意あるとかそういうような、何かまずいというか、相手に被害をかけるというような質問であれば、まずそういう質問をかけるかどうかという問題ですよ。だから、それはかけようとする部分がおかしいことであって、これはこうじゃないんですかという正当なことを聞くという前提で発すれば、そういうことは起こらないと思うんですね。

確かに枠内に顧問弁護士を頼むというようなことですから、我々の安全のために頼むということですから、そしたらもう日本国中、そういった部分のときに、もう一分たりともそういう枠から漏れたときには、もうそういうような質問もできないというような、自信がないというようなことであつたら、やっぱり我々の……

○20番（菅原義信君） だから、もし帰山委員が思っているような疑問が出た場合に、例えばそういう質問項目を挙げるということが問題じゃないかという意見が出たときに考えたらそれでいいんじゃないか。

○8番（帰山明朗君） もう一度お願いします。ごめんなさい。

○20番（菅原義信君） 質問項目の中に、これは適法ではないんじゃないかという疑問が起こったときには、これは弁護士さんに相談すべきじゃないかとかということは考えたらそれでいいんじゃないかと。

○14番（木村愛子君） 個人のケース・バイ・ケースだもん。

○8番（帰山明朗君） そのときに弁護士さんがそばにいてくれなければ。

- 20番（菅原義信君） いればいいけども、いなかった場合には、そういう方法だっていいんじゃないかということ。
- 14番（木村愛子君） そんな大層なことをお尋ねになるんか、帰山さんは。
- 20番（菅原義信君） 帰山委員。
- 8番（帰山明朗君） 木村委員の今、帰山委員はそんな大層なことをお聞きになるんですかというのは、もう一回意味をお聞かせいただけますか。
- 14番（木村愛子君） さっき菅原委員もおっしゃったけど、弁護士さんが必要だろうなと思うときには、ケース・バイ・ケースだと思うんです。委員会全体でそれが必要となって、委員長が判断されながら動いているわけですから、お一人お一人の自分が意見を出すに当たっての話だろうなというふうに理解していましたので、帰山委員はそれほどのことで賛成されましたから、……………賛成されたから、……………これは弁護士さんに相談しないと大丈夫かなと思うようなことが今気になっていらっしやって、それを質問状として出されるのかなということを今お尋ねしたんですね。
- 委員長（丹尾廣樹君） 委員の皆さんにちょっとお話ししたいと思います。  
時間が長くなっております。あともう2点ほどお諮りすべきことがありますので、こちらでその話につきましてはちょっと終了させていただきたいなと思うんですけども。
- 8番（帰山明朗君） 1番目のことを議決したときの根拠に関わる問題だと思っています。弁護士を選任した理由は何かということ、公人はもとよりですけども、私人、民間人を呼んだときに、やっぱりその人たちに対して、我々委員が名誉を傷つける……（マイク不通）……として決めたわけです。その決めたことに対して、時間がないさかいにここまでというのは……
- 委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員、発言のときはランプをつけてやってください。
- 8番（帰山明朗君） 発言を封じて終結しようとして……（マイク不通）……一番最初に弁護士を選任するときの理由については、証人であったり、もしくは委員であったり、もしくはルールにのっとってしっかり進めるために、助言者として弁護士を仰ぐために選任をする。それをみんな全員賛成で決めて、そしてまた、予算も追加予算が必要になる部分の大部分は弁護士選任に係る費用もかなりの部分を占めていたと思います。  
そうした形で税金を使ってでも弁護士さんを選任する必要があったというのは、やっぱりそういう理由があるから皆さんも賛成されたと思っているので、何で最初の証人のときにはまだ選任もされていないし、きちっと弁護士さんの助言も仰がずに決めていくことがいいのかというのが、単純に疑問に思うだけです。  
特に今度呼ぼうとしている方については、公人ではなく、一般の市民の方というか私人に近い方ですので、そのことについては大切ではないかということをおし上げているので、この議論については極めて大事だというふうに思っています。それを先ほどから各議員もおっしゃっているんだというふうに思っていますが。
- 委員長（丹尾廣樹君） このところはちょっと整理したいんですけども、結局、質問項目というのは、質問をするときに、いわゆる喚問された証人の方に対して尋問すると

というような形になろうかと思えます。このときの質問項目について、非常にまずい質問というか、結局、委員自身が相手によって攻撃される質問という部分について言っているんだと思うんですね。これについてはあくまでも顧問弁護士を頼んでからということで、その実行につきましては11月29日以降ということですよ。

ただし、例えば今後の流れを一遍きちんとやりましょうよと、もう一回やりましょうよということで証言を求める事項について皆さんから提出していただいて、これをどうしようかというときに、確かにその時点ではおっしゃるようなリスクもあるかもしれない。しかし、それを質問として生かすときには、弁護士の、いわゆる保護の中に入るわけですよ。そうすると、その間にまた一兩日の空間が空くわけですよ。そういったことを使うことができるのであれば、そこで使って、その質問の聞き方の訂正という部分をお願いしたらいいんじゃないかなと、こんなふう思うんですね。

だから、あくまでも我々は素人ですから、証言を求める事項を皆さんから集めてやったときに、これはちょっとひど過ぎるんじゃないかというのが確かに出てくる可能性はあります。だけど、そういった部分を集約して我々なりに作って、そして弁護士さんの、今度、第4回になりますけど、第3回はそれをやって、第4回になりますけど、その前に見ていただくというような形でチェックを受ければ、そういうような危険はないんじゃないかなというふうに感じております。

だから、そういうようなことで、非常にこの流れというんかね。この証人に出頭を求めて、尋問の中身とかというような部分は非常にセンシティブなところなので、非常に我々も法令とかそういった部分もかぶってきますので、非常に微妙なところはあります。だからそれは必要でございますけども、一つの流れとして、証人喚問の流れというんか、これを決めていくというのはまた必要なことではないかなと思えますので、一応1週間ぐらいの後に次回をやって、そこで集約を図ろうということで納得していただきたいなと、こんなふう思うところでございます。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 弁護士さんの話がずっと出ていますけども、11月29日に本会議において議案が出されるんですね。採決されます。その件の話を前もって弁護士さんに話をさせていただいて、事前の相談に対しても、報酬というんですかね。弁護士さんに払うお金に関しては、29日以降の中で、成立した、その中でお支払いしますというようなことをまず弁護士さんに相談をする。それが一番必要ですよ。そしてオーケーであれば、今の問題は何ら問題ないというふうに思いますね。いかがですか。

○委員長（丹尾廣樹君） いろいろ工夫してやっていきたいなと、こんなふう思うところでございますので、今のやり方については了解していただけたらなと思っております。

よろしいでしょうか。

○14番（木村愛子君） 賛成です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 賛成ですけど、まず弁護士さんに前もってその話をしておくべき

です。そうして、了解が得られたということを委員の皆さんにも伝えていただきたい。そうすれば皆さんも納得されるわけですから、その仕事をまず事務局を通してやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 私も奥村委員の意見に賛成でございまして、今、29日以降でないと、可決されて初めて予算がつきますので、それが後づけで可能なんであれば、そのような形を取れば、委員長がされる尋問に関しては、弁護士さんの目を通してから出頭を求める日時とともに送られるということになるかと思っておりますので、そのような形を取られるのであれば、私もそのような方法がいいというふうに思います。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 意見だけ申し上げておきたいと思っております。

もうこういうふうに進むんならそれであれですけど、議会人として、先の議会の中で議決するであろうことを前提にして、そのお金を当てにして動くということが、議員がやることなのかという気はしています。

これはやっぱり議決した後に初めて成立するお金ですので、やっぱり議決した後にそれを執行するなら構いませんが、議決されない可能性があるのが、やっぱり本会議の議論を経た上の議決というルールだと思っておりますので、奥村委員さんがおっしゃる、江端委員さんもおっしゃることも、これはやり方として本当に現実的には分かるんですが、こういった場で議決した後のことを先取りするような形で、それで最初に相談すればいいというのは、ちょっとあんまり議論としてはどうなのかなという意見を持ったということだけ伝えておきます。

○委員長（丹尾廣樹君） 九島事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） すみません、事務局からの意見として申し上げますと、契約前にそういう債務といいますか、仕事を任せるということはできないということだけ御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） では、前もって相談をすることに関して、弁護士さんがその分のかかるお金は要らないというようなことになったらどうなるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 事務局次長。

○議会事務局次長（熊野正章君） 今ほど局長のほうから事務手続のこの話をさせていただきましたし、奥村委員のほうから後づけでもいいんじゃないかというような御意見もいただいたところなんですけど、事務局のほうとして考えますのは、取りあえず本日以降、二、三日くらいですか。皆さんから意見をいただいて、それを大きくまとめたような形での質問項目とさせていただきますので、11月29日の議決後に詳細のことについてお話を



させていただくという。それで12月の証人喚問ですか、そういうところに間に合わせていきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 事務局の案に対して、どう思われますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 次長のほうからそういう提案があったので、それが一番いい方法かなというふうに思います。

時限的なことを考えますと、12月最初の1日、2日ぐらいですか。1日、2日ですよ。にはぎりぎり間に合うのかなというような思いもしますので、その点で進めていただければなというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 最終的に決めさせていただきたいと思います。

今後の流れということで、ここの部分については議決が必要だということで、証言を求める事項とかそういった部分の正確なやり方というのを1週間後ぐらいに行いたいと思っております。

その上で、一応この中で質問を出していただいて、それから29日以降にその内容については、こちらのほうではもう完璧な内容の質問事項をまとめることによって、また弁護士さんに事前に見ていただいて了解を得ていくというような形でやりたいと思います。

それで、次に証人喚問の場所、これについてちょっとやりたいと思うんですけど、本委員会は公開が原則ということになっています。報道および一般傍聴のほか、ユーチューブなどの動画配信も必要ではないかと思っておりますけれども、動画配信となりますと、技術的な面と費用的な面を考慮しますと、撮影機材が整っている議場での開催が条件ではないかなと思われます。

今後の証人喚問のことを考えると、全員協議会室とするか議場とするかにつきまして、この点について御協議願いたいと思います。

どなたか御質疑はありますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今、場所についてお尋ねになった委員長の趣旨については、動画配信を行うときの技術的な問題なんだろうと思っているということがポイントで、全員協議会室で行うか議場で行うかということをお尋ねされたのがポイントでないかと思っています。

ということになると、喚問を行うときにユーチューブ配信を行うか行わないかということを決めていけば、おのずと場所は決まると思います。

その上でお伺いしたいんですけれども、ハンドブックの中にも書いてあった証人喚問の際の映像の取扱いもしくは録画の取扱いについては、衆議院の例であったりしても、ずっと映像を流すパターンと、もしくは裁判のように宣誓をする前になったら一定に動画撮影は止めてかかって、録音だけをマスコミに許可するパターン、そしてまた、それ

について事前に委員長が証人に確認をして、証人の許可を得て映像中継をする、もしくはしないも決めるパターン、いろいろ書いてあったかと思うんですが、そうしたことを今から図っていくのか、委員長のお考えをちょっと、今、議論する前に聞きたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） これについては公開の原則ということで、動画配信というような手法というのは今様に合ったやり方ではありますけれども、1点、やはり100条委員会というような性格上、非常にプライバシーという部分があるのも事実でございます。そのために秘密会議というのもできるようにはなっていますけれども、ユーチューブの動画配信というのは100条調査には今まではなかったような感じはいたしております。

そうですので、私としてはできましたら今のままのこの部屋を使った証人喚問にしたほうがいいのではないかなと、こんなふうに思っております、これはあくまでも私の意見でございますので、皆様の御意見をここでお聞かせいただきたいと思います。

○20番（菅原義信君） 賛同します。

○委員長（丹尾廣樹君） ほか、何か意見はありますか。それでいいですか。

ただいま私の提案だけになってしまいましたけれども、次回以降の証人喚問を行う委員会の会場につきましては、引き続き全員協議会室を使うということで決めたいと思います。ユーチューブは行わないということで了解したいと思います。

次に、出頭すべき日時についてですけど、先ほどちょっとありましたけれども、これは第4回となりますね。第4回100条委員会の開催日ということになりますけれども、案としては、弁護士さんのお話から、2週間後の12月1日午前10時または午後2時からと考えておりますけれども、質疑はありますか。この点は。

○委員長（丹尾廣樹君） 12月1日と2日。あと午前、午後の時間というようなことで、質疑はありますか。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほどの話にもありましたけれども、議会の質問通告の締切りが2日の12時ですので、その前の日にといいとちょっといろいろ問題もあるかと思っておりますので、2日の午後がよろしいかと私は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 林下委員の考え方も分かるんですけど、委員だけの立場じゃなくて事務局等のことも考えると、通告が出てからが忙しくなれると思うので、その前の日はどうかなと。木村は12月1日のほうがいいかなと思います。議員はつくるのに必死だろうけども、事務局さんのことを考えると、ここで関わっていただくわけですから。

○1番（林下豊彦君） じゃ、1日にしましょう。

○14番（木村愛子君） 委員長と副委員長で決めていただければ、もう1日、2日という弁護士さんの。

○20番（菅原義信君） だから任せるって。

○14番（木村愛子君） 任せます。……（マイク不通）……大きい議題が上がっていると

思います。……（マイク不通）……

○委員長（丹尾廣樹君） 喚問の運営要領は決議されておりますが、証人への尋問方法といたしましては、本委員会の運営要領に基づいて、証人1人当たりの尋問時間をおおむね1時間から2時間程度として、そして尋問の順番でございますけれども、先ほどもちょっともう皆さんのお話の中でありましたとおり、委員長の尋問をまず行いまして、委員長からまず共通事項について総括的な尋問を行うと。それから、委員長の尋問終了後に各委員から個別尋問を行っていただくということになっておりますので、各委員におかれましては、再度運営要領などを御確認いただきたいとお願いをいたしておきます。

次に、最後、協議事項5、記録の提出についてでございますが、地方自治法第100条の第1項に基づきまして、関係者に提出を求める記録に関する協議となります。

記録につきましては、証人喚問と同様に、委員会で協議し決定した後、委員長に対して記録提出要求書を提出し、議長から関係者へ記録の提出を請求する運びとなります。

以上の内容を踏まえまして協議してまいります。

事前に各委員から提出を求める記録について御意見をもう頂いているところでございますけれども、今のところ、何年から何年までのある記録の全てとか、こういうような書き方での提出もあります。そういったこともありますけれども、一応、皆さんから提出された記録については全て取り寄せたいと、こんなふうに思うところでございます。

一応、提出不備というような、そういう記録はないですよというようなことで、そういう部分もあるかもしれませんが、一応、提出を求める記録については全て行いたいなど、こんなふうに思いますので、私の考え方に賛成の方の挙手を求めたいと思います。

○8番（帰山明朗君） 先にちょっと確認させてもらえませんか。

○委員長（丹尾廣樹君） 中身ね。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 資料を求めるのはいいんですけれども、提出を求めて、提出をいつまでに出してほしいかというのも結構ポイントになってくると思うんです。例えば森川氏に関して、公取に出したと言われている資料について提出を求めるのであれば、それを例えば証人喚問の前に事前に目を通しておいて、証人喚問のときにやっぱりそれに基づいて質問をしたいという思いも持たれるでしょうし、林下委員も先ほどおっしゃっていた、既に手持ちでない、もしくは僕らも伏字になっていたりアルファベットになっているところということもありますので、求めるものはそれで求めればいいんですけど、併せていつ頃までに求めるということも決められれば一番いいのかと思っています。こちらのほうから求めることに関して。

もう一点、テープに関してです。僕もあのテープについてはぜひ聞かせていただきたい。これはテープというのは、池田町に市議会議員が行ったときに録音されたとするやり取りのテープは、やっぱりそのやり取りの根拠となるものですし、これは組合議会の場では公開されたのを僕は聞いたんですが、聞いたからなお願いしたいんですけれど

も、テープを出してもらったらテープを聞くしかない。もしくはテープを聞かないのなら、聞いた上でそれを起こしたメモを見ないと、前回聞いた議員さんは分かると思いますが、ちょっと声が聞き取りにくかったり何なので、核心の部分であったり調査に使うためにはテープを起こした資料なんかがあるといいとは思っているんですが、それが可能なかどうか。そこら辺もちょっと確認していただきたいですし、お願いできるのであれば、そういうのがあると非常に調査がやりやすくなるのかなというふうに思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） 議会事務局のほうにちょっと確認させていただきたいんですけど、反訳についてですね。どの程度、反訳料というのもちょっと予算の増額の中に入っておりますけれども、どの程度のことを考えておられるのか。ちょっと帰山委員さんのほうから質問がありましたので、お答えいただけますか。

熊野次長。

○議会事務局次長（熊野正章君） 今ほどの委員長からのお尋ねでございますが、まず反訳料としましては、本委員会における議事録ですね。このことしか考えてございません。今の録音テープを文字起こしということが法的に可能なかどうかというところもありますし、予算づけも考えてございませんので、そのことについては弁護士さんが選任されてから御相談をさせていただくということでお願ひできますでしょうか。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 議会事務局の説明を含めて、一応、私も先ほど言いました記録の提出については、委員さんのほうから求める資料につきましては全て取り寄せたいというようなことでございますので、そのほうに賛成の方の挙手を……

○8番（帰山明朗君） すみません。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 集約結果のこれ、全てとおっしゃって、例えば、ある委員さんから新ごみ焼却施設等整備・運営事業について入札完了までの経緯が分かる資料ということになると、かなり膨大で幅広い資料になってくるんですけど、これを委員会の中で、これは組合議会に言うてかかって、新ごみ焼却施設等整備・運営について入札完了までの経緯が分かる資料というのを組合に言って、このことを全て出さなさいというようなアバウトな言い方になるのか、もしくは、鯖江市議会にも新ごみ焼却施設等整備・運営事業に関わるような積み立てている予算についての記録があるんです。これについても求めていくのか。そこら辺をはっきりしないと、これは記録請求するときに、様式に基づいて書いていくときに、多分書けないんじゃないかと思うさかいに、今議決する前に確認をしておきたいところなんです。そうでないと、委員長が議長に出す資料を作られるときに書けないと思うんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） それともう一つ、基本計画検討委員会には関わっておりましたので、会議録は、その計画委員会が開かれると、開かれたその前段の協議事項の中にこれ

を会議録で残していかというのを確認を取られて動いてきていますので、すぐこれは文字化して私たちはもらっていますから、文字化できると思うので、大変だろう、膨大だろうという話ではないんですけど、今自分の認識では、議長室に取り寄せた資料が置かれていて、みんな各自自分で気になるところをチェックしなさいということなんだろうというふうに理解しておりますけれども、もう、すぐ出せるものはすぐ出して、先ほどどなたかが期日はどうするんですかとありましたので、出せる資料はすぐもう即刻、近日中に出してほしいという、ほとんどそうだろうと思うんですけども、近日中に出してほしいと、いつまでに出してほしいというふうに、いつから縦覧できるかというのがちょっと気になるところです。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、当面すぐ必要な資料というのがあると思いますね。まず公取に出された告発文の内容、それはまず、ここはもう本当に近日中に出すべきだというふうに思います。

録音テープに関しては弁護士さんに相談してからということでありますから、それはその後となりますけれども、まずはそれを、その資料をまず提出していただくと。皆さんに配付していただくということだというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、提出を求める記録の内容で、尋問内容に関わるというようなことで、取り立ててすぐ欲しいという部分につきましては、一応、取り寄せたものにつきましては全て議長保管というような形になります。議長保管になったものを、例えばこの委員会で利用させてほしいというようなことがあるとは思いますが。これにつきましては、一応それを、例えば役所内資料につきましては全て出させますけれども、私物と言うとちょっとおかしいですけど、個人の所有に係るようなものにつきましては、その個人の了解をもって委員さんに配付してよいかということを知り、コピーを取らせて回覧させていただきたいと、このように考えておるところです。

あと何か質疑はありますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 例えばこの集約結果の中で丹尾委員長が書いていらっしゃる、平成30年から令和4年度に係る組合全員協議会、そして本会議の会議録の全て、そして新炉入札に係る内部調査委員関係全資料、その他、鯖江市・越前町議員で行った協議会記録の全てと書いてあるんですが、これはポイントをちょっと絞られるというか、そうでないと、それは組合に求めれば組合も一生懸命出してくるんだろうと思うんです。もちろんのことです。それでも集約結果の資料を上から下まで全部足していくとかなりの分量の資料になってきますので、本当にこれは全て求める必要があるのか。

先ほど奥村委員おっしゃったように、まずは森川氏の公取に出されたという資料がメインであるならば、そこから求めていって、あと逆に委員のほうから必要があればと思いますけど、これ全部を取りあえず今求めるんだというのはかなり大変ではないのかと。

これは、求めるときにはこういう書き方で求められるんかえ、事務的に。

○委員長（丹尾廣樹君） 九島事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） 先ほどからもいろいろ記録の提出要求についてありますけれども、やはり明確にこの書類、この書類ということで示していかないと、当然、受け取った側も何を提出すればいいのかというのが分からないというところがございますので、それぞれに明確に示していただかないといけないのかなというふうに思っております。

あと、例えば全員協議会の議事録あるいは協議会の会議録というようなことがありましたけれども、鯖江の全員協議会に関しましても会議録は取っておりませんので、それを提出を求められても衛生施設組合の事務局としては提出できないというような、事実持っていないというところがありますので、そういうところはあるのかなというふうに思いますので、ちょっと内容については精査する必要があるのかなというふうに思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 求める資料については、委員からの求めに応じて全資料を出したいけれども、ある程度精査して、先方にも限界があるという部分も分からんことはないので、精査も必要だということもありますので、これにつきましては、極力その提出を求めた委員さんのほうから——これは皆さんから集約していった場合に随分ダブっていると思うんですね。ダブっているんです。これで、例えば第1号から第何号というような形で、本来的に言うと預かった資料ですから、みんな保存というんかね、そういう番号をつけて、そして保存しなきゃいかんということがあると。また、皆さん自由に閲覧できるというような、委員さんにはそうなりますので、そういうような部分でございますので。

だけど、必要であれば、やっぱりこの部分については出していただきたいというようなものもありますので、そこの中で取捨選択して、また議会事務局と共にやりたいなど、請求していききたいなど、こんなふうに思っていますので、一応、私の案は大ざっぱではございますけれども、皆さんから提出を求められた部分については、先方になんかということもあるかもしれませんが、基本的には極力求めていききたいと、こういうことで、そういう姿勢を皆さんにはしたいと思えますし、また、この考え方に賛同の方の挙手を求めていききたいなど、こんなふうに思います。

○8番（帰山明朗君） 提出記録の求めることについて理由をお伺いしたいと思うんですが、丹尾委員長が提出を求められている資料の中に、令和2年11月、12月の市長車の運行表およびタクシー会社チケット使用記録簿と書いてあるんですが、これはなぜこの時期のものに絞られたのか。いわゆるここに書いてあるとおり、問題となっている口利き疑惑の日付と場所を特定するためにここを聞けばいいんだろうということですけど、何でこの時期に。1か月に限定されているんですね。

○委員長（丹尾廣樹君） 2か月やね。

○8番（帰山明朗君） 11月と12月の2か月のタクシー会社のチケットということですか

ど、これは何か丹尾委員長の中で、いや、これは……でもっと広い範囲がいいのか狭いのがいいのかがよう分からんもんですから、請求するに当たって、何で丹尾委員長が11月、12月というふうに提出を求めるように書かれた根拠をお持ちなのかが分からないもんですから、教えていただくとありがたいなど。全てのことを取りあえず御一任するというのは、これも含まれるということですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。

○8番（帰山明朗君） これについてはなぜですか。

○委員長（丹尾廣樹君） これについては、日付と場所を特定するためということです。  
帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 森川さんの公取に出された資料というのは僕も持っているんですけど、令和2年の11月、12月というのは、この中から何か出てきている日時ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。今ははっきり予断を持ってこうだというような形というんかね、その部分よりも、やっぱり日にちを特定したいというようなことなんですわ。

○8番（帰山明朗君） こういった資料こそ、後日でもまた記録提出を求められるわけですので、森川氏にお伺いして、例えばいついつ頃に市議会議員と佐々木市長と業者さんが面談する場を持ったとか、いろいろ具体的に書いてあることを確認して、いつ会ったんですかこれとは、恐らく聞くんだろうと思うので、その後……

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員、これ、言いますけれども、時期と請求、こちらのほうから提出を請求するという期間ですね。これについても、はっきり言って早いほうがいいと私は思いますけれども、やっぱりその内容を吟味しながら、これよりももっとこういう部分がいいとか、そういう部分が出てくるやにも思いますけれども、一応、100条委員会の提出部分については、これは公の車の運行表ですから、いつだってオープンになっていなきゃいけないわけでございますので、何もそこでどうなんだとか、そういうところまでは臆測しないでいただきたいなと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 臆測は全然持っていないですし、逆に予断も持っていないんですけども、なぜ口利き疑惑の日付と場所がこの期間だけの市長車の運行表だけでいいのかというのが、委員長がこの時期であったりこのタイミングに何かしらの根拠であったり判断をお持ちなのかなと思ったもんですから、聞いたんです。

これがはっきりするんであれば、はっきりしてかかるほうが、この資料を求める理由も明確になりますし、それがはっきりしないんであれば、あんまりこの具体的な資料はもう少し、そのことが誰かに聞けば分かるんであれば、その後に求めていけばいい資料でないかなと。ほかの資料とちょっと性格が違うもんですから。というふうに思って質問をさせていただいています。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、帰山委員が言われたように、まず1回目の喚問、そのときに

いろいろなことが出てきますよね。それに基づいて、この件も恐らくそういうようなことなんでしょう。ですから、それに基づいてまた出してもらうというようなことでどうですか。

○委員長（丹尾廣樹君）（マイク不通）……そういう面があると思いますけれども、一応、方向性としては皆さんからの求めに応じてこちらも極力努力すると、書類の提出を先方のほうへ請求をかけるように努力するというところでお願いしたいなと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君）委員長おっしゃるとおりですし、委員長が委員からの求めに応じてできるだけ資料請求していくことで、委員会の調査の正確性を図りたいという御意見はそのとおりだと思っています。

それでも、委員会の中でやっぱり求められた資料においても、それがなぜ必要で、それがどういった調査のために必要なのかをやっぱり明確にしていけないと、100条調査の権限は重いですから、やっぱり資料を出しなさいよと言われれば、努力してその相手先も出してくることだと思っていますので、そのためにもその資料を求めるための理由であったりとかその内容、その必要性については、やっぱりきちっと必要なだけの話し合いはすべきだと思っています。

取りあえずここからここでもらおうかというのは、何かちょっとあんまりよろしくないのではないかなと思いますので、資料請求についても少し吟味すべきところは吟味していくことが必要ではないかと思っています。

○委員長（丹尾廣樹君）以上なことで、請求のタイミングとかいろいろなこともございますけれども、帰山委員のお叱りにもあるような感じをいただきましたけども、こういうようなことで慎重を期さなきゃいかんということには間違いはないと思います。先方もありますことですから、求めたら全て手に入るということではありませんけれども、極力提出を求めていきたいなと、こんなふうに思います。

一応こういうような形で、賛成の方の挙手を求めたいと思います。

○8番（帰山明朗君）何を決めたいのか、ちょっとはっきり……

○委員長（丹尾廣樹君）これは、だから、こういうような形で記録の請求集約結果という部分において、一応、皆さんの欲しいというようなことについては提出を求めていくというようなことです。

○1番（林下豊彦君）こんなたくさん皆さんの書いたものがあるんですが、やっぱりそれぞれの項目をもう少し精査して、請求するに当たって、もうちょっと請求するときに本当に迷わないようにというんか、このまま委員長にお任せしても、委員長は多分大変な思いをされると思うんですけど、この中のものをもうちょっとそれぞれの項目について、同じような項目もありますからね。これはちょっとやっぱり委員会としてまとめなあかんことなんじゃないかなと思うんです。そのことを委員長、どう思われますか。

○委員長（丹尾廣樹君）本来的に言うと、分科会と言ったら変ですけども、そういった部分を設けて、林下委員は記録の提出の請求係というような形とか、そういうような形



で充ててもいいわけですね。極力、共同していくというような形でね。

そういう中で、ほとんどの努力が、今、議会事務局のほうの肩にかかっているわけですよ。だから、実際的に言うと、記録を求めるものが少なければ少ないほど楽なわけですよ。だから、そういう部分があることも事実なんですけども、やはり記録というのは非常に大切なので、前向きに求められる部分については、皆さんから御提案があった部分については、極力そろえるように努力したいというような気持ちでおります。

こういうようなことで賛同いただけないでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 委員長ももちろん御承知のことだと思いますけど、議事録が残るわけなんです。議決したときに、何について議決したというのは後から確認することが必ず出てきます。だけど、今の口頭で伝わっている議事録への、こういうことでいいと思いますかと言って採決するわけです。こんな採決の仕方は議会の中ではあんまりありませんので、例えば記録の提出請求についてはこういうやり方でこうするというのを、具体的なことを、今おっしゃられたことを繰り返しになってもいいので述べられて、これについて賛成の方については挙手を求めるとか求めないとかという形でされるほうが、我々も手を上げたり下げたりするときに間違いがないと思いますし、それこそ記録上も間違いのないのではないかと考えています。

○委員長（丹尾廣樹君） 例えば委員はどのような形の提出の求め方がいいと思いますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） お許しをいただけるのであれば、今議題としております提出を求める記録については、皆様の御手元に配付した資料のとおり、各委員から提出を求める記録の内容、理由について示されておりますけれども、それについては、事務局もしくは皆さんの中で、重なっているものについては一定の集約を行う。そしてまた明確化してかかって、先ほど委員長おっしゃったように、あんまり幅広い資料を出させるのは委員長としても本意でないとおっしゃっていたので、少し記録の時期であるとか、その記録の名称であるとかをはっきり示せるのであれば、それを改めて示してもらおうこと。

そして、先ほど私が申し上げましたけれども、委員長がおっしゃっていらっしゃる車の運行表であったりタクシーについては、先ほど奥村委員おっしゃっていただいたとおり、例えばその原因となったりとか根拠となっている証人の喚問の後に行っていけばいいんでないかということ等々も含めまして、いま一度この集約結果についてはまとめ直しまして、その結果に基づいてまた議決を次の委員会で行いたいと思いますが、それでどうでしょうかということのも一案だとは思っています。

今このままで全部求めるんだというのは、あまりにもちょっと、大丈夫かなという思いがありますので。これは僕の私案ですので、ほかの委員の皆様の御意見があれば、その中で今日どこまで決めていくかということを決めればいいんだろうなと思っています。

僕としては、最初に公正取引委員会に出した森川氏の資料を出していただいて、その

証言を聞いた後にまた記録を求めていってもいいのかなというふうに、個人的には思っています。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに御意見はありますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 私も今、帰山委員が言われたようなことには賛同します。一遍に資料をこれだけ頂いても、大変ですよ、これ。だから、適宜、必要なものを求めていくというようなことが我々も楽ですし、一遍にそんな膨大な資料を、時間も許す限りあれですけども、なかなか無理やと思うんですね。ですから、適宜というような形で選んでいくというような形でいいかなというふうには思います。

私もさっきも言いましたが、まずは森川氏が公取に出された文書の、要するにアルファベットのないやつですね。そのものを皆さんに配付するというのが一番。それによって、3日ぐらいの間に皆さんに出してほしいというようなことも言われていましたので、まずはそれを早急にすべきであろうというふうに思います。

その中で、尋問していった内容の中で、また必要な書類というのはきっと出てくると思うんですわ。そしたら、その次の会に向かって出していただくというようなことが必要かなというふうに思います。

一遍にこれだけのものを出して、私らも頭がこんがらかってしまうというようなこともあると思いますよ、これは、実際。

あと、個人的にこれが必要であるなということであれば、それは個人個人で要求してもらってもいいのかなというふうに思います。委員会できなくてもね。それでいいのかなというふうな思いはします。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 私も奥村委員に一部賛成ではあるんですが、今回出頭を求める証人がお二人決まりましたので、やはりこのお二人に関係する資料をまず提出を求めるのが一番よろしいのではないかとというふうに思います。

そうしますと、今お二人から出ておりましたが、公正取引委員会へ提出した全文ですね。目隠しができない状態の全文が1点と、もう一つは調査項目2に関わりますけれども、衛生組合のほうでも流されましたけれども、録音テープの提出をお願いするのが1点。計2点でまずは提出を求めるのがよいのではないかと。出頭を求める証人お二人に関する直接的な資料かと思しますので、それがよいというふうに私は考えます。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 自分といたしましては、今、最初に証人として出ていただく方のところからの書類を要求するというのは分かりますけど、この羅列された文書をそのまま議長から担当するところに行くわけではないから、これをきちんとやっぱり整理されて、文書として整理されて、ダブっているところなんかは整理されると5本か6本になると思うんですね。

私はやっぱり同時期に、議長から書類として提出してくださいという発信だけはしておいてもらったほうが。随時入ってきたものから見せていただくという流れをつくっておいていただきたいなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。

……（マイク不通）……ものという部分を早急に選んでいくというような形で、提出を求めていくというようなこと。そして、こういうようなことで、きちんとした管理ももちろん必要ですし、今のような形をそれぞれ提出を要求した委員さんがおられますけども、こういったところの重複というものもチェックしながら文書を求めていきたいなと、こんなふうに思います。

基本的には全部、皆さんから来たものをまとめて請求という部分については、皆さんの合意は得られそうもありませんので、そこらのところを必要な向きからやっていくというような形で、根本的なものについては、またチェックしながら取らなきゃいかんとは思いますが、取りあえず、端的に言いましたけども、次の証人に必要な向きにつきましては、早急にそろえておくと。だから、次の証人、次の証人という形で、そういったことで提出の書類というのは必然的にそろっていくんじゃないかということでございますので、そういう方式でやりたいなと思います。

そしたら、そういうようなことで、具体的にはこれとこれを今とか、提出する記録についてこれとこれというような形で、取りあえずは次の証人に関する2つの資料というんですかね。公取と、それからテープの資料について、これを取るということで、こういう形で今後進めていきたいということで、今の考え方に賛成という形で挙手を……

○1番（林下豊彦君） 申し訳ないですけど、それならそれで、今の2項目それぞれを確認したらどうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） これは相手があるようなものでございますので、所有権というのがありますので、ここらの方の御了解というのも前提となってこようかと思えます。

これについては、委員会の内部でそういう部分の資料になりますことから、コピーなり、またそういったことをさせていただきたいと。先方のほうへ。先方のほうが断ったらもうこれはできませんけども、取り寄せたけども配付まではというようなことで、委員会での配付も拒否されればこれまでですけども、一応その部分については取り寄せるということでやっていきたいなと、こんなふうに思います。

こういうような方法でやっていきたいと思えますので、皆さんの賛同を求めたいと思えます。

○1番（林下豊彦君） ですから、それぞれの項目、例えば今の公正取引委員会に提出した書類の提出を賛同するかどうかを聞いていただきたい。録音テープについて提出いただくかどうかを賛同していただかないと、それはちょっと一体何を提出していただくのが今の委員長の話の中では明確ではないですから、そのところは明確にこれとこれということで言っていた方がいいように思いますが。

○委員長（丹尾廣樹君） ちょっと言い方を変えます。

これについては、事前の会合で提出を求める記録とかそういったものが必要になると  
思いますね。そういうようなことで、その折、提出してもらおうという案がありますが  
も……

○10番（奥村義則君） 今、森川氏が公正取引委員会に出された文書、それと録音テープ  
ですよね。その2つのことが出ているので、それに対して採決を採っていただきたいと  
思います。

○委員長（丹尾廣樹君） この2点についてすぐ取り寄せるということで、採決したいと  
思います。

賛成の方。

（ 挙 手 全 員 ）

○委員長（丹尾廣樹君） 全員。この部分については即刻取り寄せて、皆さんに、了解を  
得られれば、すぐコピーとかを配付したいと思います。

また、それ以降につきましては、その折、そういうような形で資料の取り寄せを行  
いたいと思います。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了となります。

委員におかれましては、何か最後にございますか。

ないようでありますので、以上で第2回100条調査特別委員会を閉会したいと思います。  
ありがとうございました。

閉会 午後7時16分